

省令

○文部科学省令第四号

べき地教育振興法（昭和二十九年法律第百四十三号）第五条の二及び第五条の三の規定に基づき、べき地教育振興法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年三月十三日

べき地教育振興法施行規則（昭和三十四年文部省令第二十一号）の一部を改正する省令

べき地教育振興法施行規則（昭和三十四年文部省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

文部科学大臣 塩谷 立

第二条中第十一号を第十九号とし、第七号の二から第十一号までを七号ずつ繰り下げ、同条第七号中「当該学校」を「当該学校から最短の距離にある当該学校」に、「支所、出張所その他これに類するものを除く。」を「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条に規定する事務（主として学校に係るものに限る。）を処理するものをいう。」に改め、同号を同条第十号とし、同号の次に次の二号を加える。

十一 金融機関 金融機関（銀行その他の預金等（預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第一項に規定する預金等及び貯金をいう。）の受入れ及び為替取引を業として行う者（郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第九十四条に規定する郵便貯金銀行を除く。）をいう。）であつて、公共料金（日本国内において供給される電気、ガス及び水道水その他これらに準ずるものに係る料金をいう。）の納付又は収納に関する事務処理を行うもののうち、当該学校から最短の距離に所在するものをいう。

十二 スーパーマーケット 当該学校から最短の距離にある日常生活のため必要な生鮮食料品その他衣食住等に関する各種商品を販売する店舗をいう。

第二条第六号後段中「郵便局」を「郵便窓口業務の委託等に関する法律（昭和二十四年法律第二百一十三条）第二条に規定する郵便窓口業務を行うもの（同法第三条第一項の規定による委託又は同法第四条の規定による再委託を受けた者の営業所を含む。）」に改め、同号を同条第九号とし、同条中第五号を第八号とし、第四号の二を第七号とし、同条第四号前段中「病院」を「旧総合病院」に改め、同号を同条第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六 病院 当該学校から最短の距離にある医療法第一条の五に規定する病院（旧総合病院を除く。）をいう。

第二条第三号を同条第四号とし、同条第二号中「付加点数」を「調整点数」に改め、「第六条」の下に「又は第六条の二」を加え、同号の次に次の一号を加える。

三 合計点数 基準点数に第六条の規定により算定した調整点数を加え、又は第六条の二の規定により算定した調整点数を減じて得た点数をいう。

第三条中「基準点数と付加点数との」を削る。

第四条第二項中「こえる」を「超える」に改める。

第五 当該学校において、携帯電話を通話のために使用できない場合は五点

第六条第三項及び第四項中「付加点数」を「調整点数」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第六条の二 当該学校から人口三万人以上の市町村の市役所又は町村役場の所在する地点までの距離が四十キロメートル未満の場合は、当該学校が所在する地域の実情に応じて、三十点以内で都道府県の教育委員会又は人事委員会が定める点数を調整点数とする。

第七条中「基準点数と付加点数との」を削り、「かわらず」の下に「当該」を加える。

第十一条中「基準点数と付加点数との」を削る。

第十三条中「基準点数及び付加点数の」を削る。

別表第一及び第二を次のように改める。

別表第一 陸地用基準点数表

要素 細分	点数																								
	2キロ メートル未満	4キロ メートル以上	6キロ メートル以上	8キロ メートル以上	10キロ メートル以上	12キロ メートル以上	14キロ メートル以上	16キロ メートル以上	20キロ メートル以上	24キロ メートル以上	28キロ メートル以上	32キロ メートル以上	36キロ メートル以上	40キロ メートル以上	44キロ メートル以上	48キロ メートル以上	52キロ メートル以上	56キロ メートル以上	60キロ メートル以上	64キロ メートル以上	72キロ メートル以上	80キロ メートル以上	86キロ メートル以上	90キロ メートル以上	96キロ メートル以上
駅又は停車所までの距離																									
交通機関のない部分	2点	4点	6点	8点	10点	12点	14点	16点	20点	24点	28点	32点	36点	40点											
旧総合病院までの距離																									
病院までの距離																									
交通機関のない部分	1	1	1	2	3	4	5	6	8	10	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12		
診療所までの距離																									
交通機関のある部分	0	1	2	3	4	5	6	8	10	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12		
郵便局までの距離																									
交通機関のない部分	0	1	1	2	2	3	3	4	5	6	8	10	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12		
高等学校までの距離																									
交通機関のある部分	0	1	1	2	3	4	5	6	8	10	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12		
市町村教育委員会までの距離																									
交通機関のない部分	0	2	2	3	5	6	8	9	12	15	18	20	22	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24		
金融機関までの距離																									
銀行の詰解																									
スーパー・マーケットまでの距離																									
市内の中心地までの距離																									
銀行の詰解のある部分	0	1	2	3	4	5	6	8	10	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12		
交通機関のある部分	1	2	3	4	5	6	8	10	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12		
銀行の詰解のない部分	0	1	1	1	2	2	3	3	4	5	6	8	10	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12		
市内の中心地のある部分	0	1	1	1	1	1	1	1	2	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	12	12	12		
銀行の詰解のない部分	0	1	1	1	1	1	1	1	2	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	12	12	12		
交通機関のある部分	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	2	2	3	3	4	4	5	5	6	7	8	9		
交通機関のない部分	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	2	2	3	3	4	4	5	5	6	7	8	9		

別表第二 島用基準点数表

要素		点 数																																																																																																		
本土からの月間の定期航行の回数	本土からの海上の距離	30回以上 30回以下	16回以上 16回以下	12回以上 12回以下	9回以上 9回以下	6回以上 6回以下	5回以上 5回以下	4回以上 4回以下	3回以上 3回以下	2回以上 2回以下	1回以上 1回以下	16回以下 16回以上	12回以下 12回以上	9回以下 9回以上	6回以下 6回以上	4回以下 4回以上	3回以下 3回以上	2回以下 2回以上	1回以下 1回以上																																																																																	
		5点	15点	20点	25点	30点	40点	50点	60点	70点	80点	100点	120点	160点	200点																																																																																					
5点	10点	15点	20点	25点	30点	40点	50点	60点	70点	80点	100点	120点	160点	200点																																																																																						
細分	船舶場までの距離	2キロ メートル以上 4キロ メートル未満	4キロ メートル以上 6キロ メートル未満	6キロ メートル以上 8キロ メートル未満	8キロ メートル以上 10キロ メートル未満	10キロ メートル以上 12キロ メートル未満	12キロ メートル以上 14キロ メートル未満	14キロ メートル以上 16キロ メートル未満	16キロ メートル以上 18キロ メートル未満	18キロ メートル以上 20キロ メートル未満	20キロ メートル以上 22キロ メートル未満	22キロ メートル以上 24キロ メートル未満	24キロ メートル以上 26キロ メートル未満	26キロ メートル以上 28キロ メートル未満	28キロ メートル以上 30キロ メートル未満	30キロ メートル以上 32キロ メートル未満	32キロ メートル以上 34キロ メートル未満	34キロ メートル以上 36キロ メートル未満	36キロ メートル以上 38キロ メートル未満	38キロ メートル以上 40キロ メートル未満	40キロ メートル以上 42キロ メートル未満	42キロ メートル以上 44キロ メートル未満	44キロ メートル以上 46キロ メートル未満	46キロ メートル以上 48キロ メートル未満	48キロ メートル以上 50キロ メートル未満	50キロ メートル以上 52キロ メートル未満	52キロ メートル以上 54キロ メートル未満	54キロ メートル以上 56キロ メートル未満	56キロ メートル以上 58キロ メートル未満	58キロ メートル以上 60キロ メートル未満	60キロ メートル以上 62キロ メートル未満	62キロ メートル以上 64キロ メートル未満	64キロ メートル以上 66キロ メートル未満	66キロ メートル以上 68キロ メートル未満	68キロ メートル以上 70キロ メートル未満	70キロ メートル以上 72キロ メートル未満	72キロ メートル以上 74キロ メートル未満	74キロ メートル以上 76キロ メートル未満	76キロ メートル以上 78キロ メートル未満	78キロ メートル以上 80キロ メートル未満	80キロ メートル以上 82キロ メートル未満	82キロ メートル以上 84キロ メートル未満	84キロ メートル以上 86キロ メートル未満	86キロ メートル以上 88キロ メートル未満	88キロ メートル以上 90キロ メートル未満	90キロ メートル以上 92キロ メートル未満	92キロ メートル以上 94キロ メートル未満	94キロ メートル以上 96キロ メートル未満	96キロ メートル以上 98キロ メートル未満	98キロ メートル以上 100キロ メートル未満	100キロ メートル以上 102キロ メートル未満	102キロ メートル以上 104キロ メートル未満	104キロ メートル以上 106キロ メートル未満	106キロ メートル以上 108キロ メートル未満	108キロ メートル以上 110キロ メートル未満	110キロ メートル以上 112キロ メートル未満	112キロ メートル以上 114キロ メートル未満	114キロ メートル以上 116キロ メートル未満	116キロ メートル以上 118キロ メートル未満	118キロ メートル以上 120キロ メートル未満	120キロ メートル以上 122キロ メートル未満	122キロ メートル以上 124キロ メートル未満	124キロ メートル以上 126キロ メートル未満	126キロ メートル以上 128キロ メートル未満	128キロ メートル以上 130キロ メートル未満	130キロ メートル以上 132キロ メートル未満	132キロ メートル以上 134キロ メートル未満	134キロ メートル以上 136キロ メートル未満	136キロ メートル以上 138キロ メートル未満	138キロ メートル以上 140キロ メートル未満	140キロ メートル以上 142キロ メートル未満	142キロ メートル以上 144キロ メートル未満	144キロ メートル以上 146キロ メートル未満	146キロ メートル以上 148キロ メートル未満	148キロ メートル以上 150キロ メートル未満	150キロ メートル以上 152キロ メートル未満	152キロ メートル以上 154キロ メートル未満	154キロ メートル以上 156キロ メートル未満	156キロ メートル以上 158キロ メートル未満	158キロ メートル以上 160キロ メートル未満	160キロ メートル以上 162キロ メートル未満	162キロ メートル以上 164キロ メートル未満	164キロ メートル以上 166キロ メートル未満	166キロ メートル以上 168キロ メートル未満	168キロ メートル以上 170キロ メートル未満	170キロ メートル以上 172キロ メートル未満	172キロ メートル以上 174キロ メートル未満	174キロ メートル以上 176キロ メートル未満	176キロ メートル以上 178キロ メートル未満	178キロ メートル以上 180キロ メートル未満	180キロ メートル以上 182キロ メートル未満	182キロ メートル以上 184キロ メートル未満	184キロ メートル以上 186キロ メートル未満	186キロ メートル以上 188キロ メートル未満	188キロ メートル以上 190キロ メートル未満	190キロ メートル以上 192キロ メートル未満	192キロ メートル以上 194キロ メートル未満	194キロ メートル以上 196キロ メートル未満	196キロ メートル以上 198キロ メートル未満	198キロ メートル以上 200キロ メートル未満
交通機関のない部分	交通機関のある部分	0	1	1	1	1	1	2	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12																																																																																	
要 素		点 数																																																																																																		
島外に所在する場合		海上を交通する部分																																																																																																		
1回の定期航行の回数		陸上を交通する部分																																																																																																		
1回又は3回		1回の定期航行の回数																																																																																																		
4回又は5回		1回の定期航行の回数																																																																																																		
1回以下		1回の定期航行の回数																																																																																																		
病院までの距離等		別表第一によつて算定する。																																																																																																		
診療所までの距離等		別表第一によつて算定する。																																																																																																		
郵便局までの距離等		別表第一によつて算定する。																																																																																																		
高等学校までの距離等		別表第一によつて算定する。																																																																																																		
市町村教育委員会までの距離等		別表第一によつて算定する。																																																																																																		
金融機関までの距離等		別表第一によつて算定する。																																																																																																		
スーパー・マーケットまでの距離等		別表第一によつて算定する。																																																																																																		
市の中心地までの距離等		別表第一によつて算定する。																																																																																																		
県庁所在地又はこれに準ずる都市の中心地までの距離等		別表第一によつて算定する。																																																																																																		

(注) 1. 本土からの月間の定期航行の回数は、年間に於て實際に航行した回数の平均によるものとする。ただし、季節により回数が変更される定期航行にあっては、定期航行の回数の累も少ない時季において實際に航行した回数の平均によるものとする。主要島と本土との間に定期航行がある場合における主要島と付属島の間の定期航行の回数の要素に係る当点数の算定については、本土と主要島との間の定期航行の回数の区分に応する点数と会合して行うものとする。
 2. 主要島との間の定期航行がある場合において、主要島と付属島の間の定期航行の回数の区分に応する点数と会合して行うものとする。
 3. 主要島と至近の離島にありかつ定期航行によらざりとも主要島との交通が容易な付属島においては、該付属島を主要島の一部とみなしてこの表を適用するものとする。
 4. 月間の定期航行の回数には、航空法第2条第18項に規定する定期航空運送事業として行われる交通の月間の回数を、一日の定期航行の回数には、当該交通の一日の回数を各々算定して得た数(1未満の端数切り捨てる)を、それぞれ加えるものとする。

附 則

1 この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

2 この省令の施行の日以後最初に行う第十三条第一項の規定による指定は、第十三条第一項の規定にかかわらず、平成二十二年四月一日に行うものとする。

○厚生労働省令第三十号

介護保険法（平成九年法律第二百三十三号）第八条第六項及び第十項、第八条の二第六項及び第十項、

第七十一条第一項、第七十二条第一項、第一百五十五条の十において準用する第七十一条第一項並びに第二百四条の規定に基づき、介護保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年三月十三日

介護保険法施行規則の一部を改正する省令

介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第九条を次のように改める。

第九条 法第八条第六項の厚生労働省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 病院、診療所又は薬局の歯科衛生士（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行

う保健師、看護師及び准看護師を含む。次条第三項において同じ。）及び管理栄養士

二 病院、診療所又は訪問看護ステーション（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に

関する基準（平成十一年厚生省告示第三十七号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第六

十条第一項第一号に規定する指定訪問看護ステーション及び指定介護予防サービス等の事業の

員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に

関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）

第六十三条第一項第一号に規定する指定介護予防訪問看護ステーションをいう。）の保健師、看護

師及び准看護師

第九条の二に次の二項を加える。

5 保健師、看護師又は准看護師（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、

看護師及び准看護師を除く。）により行われる居宅療養管理指導は、居宅要介護者の居宅において、

実施される療養上の相談及び支援とする。

第十四条に次の二号を加える。

四 診療所（前二号に掲げるものを除く。）

第二十二条の八中「歯科衛生士」を「保健師、看護師、准看護師、歯科衛生士」に改める。

第二十二条の九に次の二項を加える。

5 保健師、看護師又は准看護師（歯科衛生士が行う介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行

う保健師、看護師及び准看護師を除く。）により行われる介護予防居宅療養管理指導は、居宅要支援

者の居宅において、実施される療養上の相談及び支援とする。

第二十二条の十四に次の二号を加える。

四 診療所（前二号に掲げるものを除く。）

第一百十五条第一項第十一号中「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平

成十一年厚生省令第三十七号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）を「指定居宅サービス等

基準」に改める。

第一百八条第一項第五号中「又は薬局」を「薬局又は訪問看護ステーション」に改める。

第一百二十七条中「及び訪問リハビリテーション」を「訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーション」に改める。

第一百四十条の三第一項第十一号中「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）」を「指定介護予防サービス等基

準」に改める。

第一百四十条の六第一項第五号中「又は薬局」を「薬局又は訪問看護ステーション」に改める。

第一百四十条の十五中「及び介護予防訪問リハビリテーション」を「介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション」に改める。

附則第二条を次のように改める。

第二条 削除

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

（指定居宅サービス事業者に関する経過措置）

第二条 この省令の施行の際現に健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第三項第一号の規定による保険医療機関の指定を受けている病院又は診療所（以下「病院等」という。）の開設者（通所リハビリテーションに係る介護保険法（平成九年法律第二百三十三号。以下「法」という。）第四十一条第一項本文の指定を受けている病院等の開設者を除く。）については、施行日に、当該病院等に

より行われる通所リハビリテーションに係る法第四十一条第一項本文の指定があつたものとみなす。ただし、当該病院等の開設者が施行日の前日までに、次の事項を記載した申出書を当該申し出

に係る保険医療機関の開設の場所を管轄する都道府県知事に提出して行う別段の申し出を行つたとき又はその指定の時前に法第七十七条第一項若しくは第一百五条の二十九第六項の規定により法第

四十二条第一項本文の指定を取り消されているときは、この限りでない。

四十二条第一項本文に係る保険医療機関の名称及び開設の場所並びに開設者及び管理者の氏名及び住所

一 当該申出に係る居宅サービスの種類

二 当該申出に係る居宅サービスについて指定居宅サービス事業者とみなされる者に係る法第四十一条

第一項本文の指定を不要とする旨

三 前号に係る居宅サービスについて指定居宅サービス事業者とみなされる者に係る法第四十一条

第一項本文の指定により指定居宅サービス事業者とみなされた者に係る法第四十一条第一項本文の指定

は、当該指定に係る病院等について、健康保険法第八十条の規定による保険医療機関の指定の取消

しがあつたときは、その効力を失う。

四 この省令の施行の際現に健康保険法第六十三条第三項第一号の規定による保険医療機関の指定を受けている病院等の開設者（通所リハビリテーションに係る法第四十一条第一項本文の指定を受けている病院等の開設者に限る。）については、前二項の規定を準用する。この場合において、第一項の規定中「施行日」とあるのは、「法第七十条の二第二項に規定する指定の有効期間の満了の日の翌日」

と「施行日の前日」とあるのは、「法第七十条の二第二項に規定する指定の有効期間の満了の日」と読み替えるものとする。

四 この省令の施行の際現に介護予防通所リハビリテーションに係る法第五十三条第一項本文の規定を受けている病院等の開設者については、前三項の規定を準用する。この場合において、第一項の規定中「第四十一条第一項本文」とあるのは、「第五十三条第一項本文」と読み替えるものとする。

○厚生労働省令第三十一号
介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十四条第一項及び第二項の規定に基づき、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年三月十三日

厚生労働大臣 外添 要一
指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令

の一部を次のように改正する。

第五条第二項に次のただし書きを加える。

ただし、当該者の員数については、事業の規模に応じて常勤換算方法によることができる。

第八十四条中「薬剤師」の下に「看護職員(歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。以下この章において同じ。)」を加える。

第八十五条第一項第一号口内「薬剤師」の下に「看護職員」を加え、同項に次の一号を加える。

三 指定訪問看護ステーション等(指定訪問看護ステーション及び指定介護予防訪問看護ステーション(指定介護予防サービス等基準第六十三条第一項にいう指定介護予防訪問看護ステーションをいう))をいう。以下この章において同じ。)である指定居宅療養管理指導事業所(看護職員

第八十六条第一項中「又は薬局」を「薬局又は指定訪問看護ステーション等」に改める。

第八十九条に次の二項を加える。

三 看護職員の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

一 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、居宅介護支援事業者等に対する居宅サービス計画の作成等に必要な情報提供並びに利用者に対する療養上の相談及び支援を行うこと。

二 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うこととを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は助言を行うこと。

三 それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに記録を作成するとともに、医師又は居宅介護支援事業者等に報告すること。

第一百五条の六中「五人」を「八人」に改める。

第一百五条の七第二項中「八平方メートル」を「六・四平方メートル」に改める。

第一百十一条第一項第二号イを次のように改める。

イ 指定通所リハビリテーションの単位ごとに、利用者(当該指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者(指定介護予防サービス等基準第百二十七条第一項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定通所リハビリテーションの事業と指定介護予防通所リハビリテーション(指定介護予防サービス等基準第百十六条に規定する指定介護予防通所リハビリテーションをいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定通所リハビリテーション又は指定介護予防通所リハビリテーションの利用者。以下この節及び次節において同じ。)の数が十人以下の場合は、その提供を行いう時間帯(以下この条において「提供時間」という。)を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員の数が一以上確保されていること、又は、利用者の数が十人を超える場合は、提供時間を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員の数が一以上確保されていること)。

は看護職員若しくは介護職員が、利用者の数を十で除した数以上確保されていること。

第一百十一条第一項第二号口中「当該指定通所リハビリテーション」を「リハビリテーション」に、「常勤換算方法で、〇・二以上確保されること」を「利用者が百又はその端数を増すごとに、以上確保されていること」に改め、同条第二項中「であつて、指定通所リハビリテーションの提供が同時に十人以下の利用者に対して一体的に行われるものを単位とする場合にあつては」を「である場合は」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 指定通所リハビリテーションの単位ごとに、利用者の数が十人以下の場合は、提供時間帯を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が、利用者の数を十で除した数以上確保されていること。

二 作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が、利用者の数を十で除した数以上確保されていること。

三 指定短期入所療養介護の単位ごとに、利用者の数が十人以下の場合は、当該指定短期入所療養介護を提供する病室に置くべき看護職員又は介護職員の員数の合計は、常勤換算方法で、利用者及び入院患者の数が三又はその端数を増すごとに一以上であること、かつ、夜間における緊急連絡体制を整備することとし、看護師若しくは准看護師又は介護職員を一人以上配置していること。

四 診療所(前二号に該当するものを除く。)である指定短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定短期入所療養介護を提供する病室に置くべき看護職員又は介護職員の員数の合計は、常勤換算方法で、利用者及び入院患者の数が三又はその端数を増すごとに一以上であること、かつ、夜間における緊急連絡体制を整備することとし、看護師若しくは准看護師又は介護職員を一人以上配置していること。

五 第百四十三条第一項第三号中「診療所である」を「診療所(指定介護療養型医療施設であるものを除く。)」に改め、同項に次の二号を加える。

六 第百四十四条中「若しくは診療所」を削り、「療養病床に係る病室」の下に「診療所の指定短期入所療養介護を提供する病室」を加える。

七 第百五十四条に次の二号を加える。

八 機能訓練を行うための場所を有すること。

九 第百四十三条第二項中「第三号」の下に「及び第四号」を加える。

十 第百四十四条中「若しくは診療所」を削り、「療養病床に係る病室」の下に「診療所の指定短期入所療養介護を提供する病室」を加える。

十一 第百五十四条に次の二号を加える。

十二 診療所(前号に掲げるものを除く。)である指定短期入所療養介護事業所にあつては、指定短期入所療養介護を提供する病床数及び病室の定員を超えることとなる利用者数

附則第五条を次のように改める。

第十五条 削除

附則

この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。

○ 厚生労働省令第三十二号
介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十八条の四第一項及び第二項の規定に基づき、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令を次のように定めること。

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号)の一部を次のように改正する。

平成二十一年三月十三日

厚生労働大臣 外添 要一
指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三

第七条中「できるものとする」を「できるものとし、日中のオペレーションセンターサービスを実施する場合であつて、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第五条第一項に規定する指定訪問介護事業者をいう。）の指定を併せて受けて、一体的に運営するときは、指定訪問介護事業所（指定居宅サービス等基準第五条第一項に規定する指定訪問介護事業所をいう。以下同じ。）の職務に従事することができるものとする」に改める。

第二十四条第六号中「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第五条第一項に規定する指定訪問介護事業者をいう。）の指定を併せて受けて、一体的に運営するときは、指定訪問介護事業所（指定居宅サービス等基準第五条第一項に規定する指定訪問介護事業所をいう。以下同じ。）の職務に従事することができるものとする」に改める。

第三十一条第二項中「（指定居宅サービス等基準第五条第一項に規定する指定訪問介護事業所をいう。）」を削る。

第六十三条第五項中「場合にあつては」を「場合であつて、夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対して訪問サービスを提供するために必要な連絡体制を整備しているときは」に、「一とする」を「置かない」に改める。

第六十六条の見出しを「（登録定員及び利用定員）」に改め、同条に次の「一項を加える。

2 指定小規模多機能型居宅介護事業所は、次に掲げる範囲内において、通いサービス及び宿泊サービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所におけるサービス）との一日当たりの利用者の数の上限をいう。（以下同じ。）を定めるものとする。

一 通いサービス 登録定員の二分の一から十五人まで

二 宿泊サービス 通いサービスの利用定員の三分の一から九人まで

第六十七条第二項第一号を次のように改める。

一 居間及び食堂 居間及び食堂は、機能を十分に發揮しうる適當な広さを有すること。

第六十七条第二項第二号ハ中「（通いサービスの利用定員の三分の一から九人までの範囲内において指定小規模多機能型居宅介護事業者が定める一日当たりの利用者の上限をいう。以下同じ。）」を削る。

第一条 この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。

（厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令の一部改正）

第二条 厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令（平成十五年厚生労働省令第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三号を次のように改める。

○厚生労働省令第三十三号

三 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の居間及び食堂（指定地域密着型サービス基準第六十七条第二項第一号に規定する居間及び食堂をいう。）は、機能を十分に発揮しうる適當な広さを有すること。

第五条第二項に次のたなし書を加える。
ただし、当該者の員数については、事業の規模に応じて常勤換算方法によることができる。
指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項に次のたなし書を加える。

第八十八条第一項第一号ロ中「薬剤師」の下に「看護職員」を加え、同項に次の「一号を加える。

三 指定訪問看護ステーション等（指定訪問看護ステーション）（指定居宅サービス等基準第八十条第一項にいう指定訪問看護ステーションをいう。）及び指定介護予防訪問看護ステーションをいう。以下この章において同じ。）である指定介護予防居宅療養管理指導事業所 看護師 又は准看護師をいう。（以下この章において同じ。）」を加える。

第八十七条中「薬剤師」の下に「看護職員（歯科衛生士が行う介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。以下この章において同じ。）」を加える。

第八十九条第一項中「又は薬局」を「薬局又は指定訪問看護ステーション等」に改める。

第九十五条に次の「一項を加える。

3 看護職員の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

一 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、介護予防支援事業者等に対する介護予防サービス計画の作成等に必要な情報提供並びに利用者に対する療養上の相談及び支援を行うこと。

二 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことと旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は助言を行うこと。

三 それぞれの利用者について、提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について、速やかに記録を作成するとともに、医師又は介護予防支援事業者等に報告すること。

第一百七十七条第一項第二号イを次のように改める。

イ 指定介護予防通所リハビリテーションの単位」として、利用者（当該指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者（指定居宅サービス等基準第百十一條第一項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所リハビリテーションの事業と指定通所リハビリテーション（指定居宅サービス等基準第百十一条に規定する指定通所リハビリテーションをいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一體的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防通所リハビリテーション又は指定通所リハビリテーションの利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数が十人以下の場合は、その提供を行う時間帯（以下この条において「提供時間」という。）を通じて専ら当該指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員の数が「以上確保されていること、又は、利用者の数が十人を超える場合は、提供時間を通じて専ら当該指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が、利用者の数を十で除した数以上確保されていること。」に改め、同項第一号を次のように改める。

第一百七十七条第一項第二号ロ中「当該指定介護予防通所リハビリテーション」を「リハビリテーション」に、「常勤換算方法で、〇・二以上確保されること」を「利用者が百又はその端数を増すこと」と「以上確保されていること」に改め、同項第一号中「であつて、指定介護予防通所リハビリテーションは看護職員若しくは介護職員が、利用者の数を十で除した数以上確保されていること。

○厚生労働省令第三十三号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十五條の四第一項及び第二項の規定に基づき、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年三月十三日 厚生労働大臣 外添要一

指定介護予防通所リハビリテーションの単位ごとに、利用者の数が十人以下の場合は、提供時間帯を通じて専ら当該指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が一以上確保されていること、又は、利用者の数が十人を超える場合は、提供時間を通じて専ら当該指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が、利用者の数を十で除した数以上確保されていること。

四 診療所（前二号に該当するものを除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつて

は、当該指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室に置くべき看護職員又は介護職員の員数の合計は、常勤換算方法で、利用者及び入院患者の数が三又はその端数を増すごとに一以上であ

ること、かつ、夜間に於ける緊急連絡体制を整備する」とし、看護師若しくは准看護師又は介護職員を一人以上配置していること。

第一百八十八条第一項第三号中「診療所である」を「診療所（指定介護療養型医療施設であるものを

】である】に改め 同項に次の二号を加える。

は、次に掲げる要件に適合するもの。

メートルとすること。

八 口
食堂及び浴室を有すること。
機能訓練を行うための場所を有すること。

百八十八条第二項中「第三号」の下に「及び第四号」を加える。

百八十九条中「若しくは診療所」を削り、「療養病床に係る病室」の下に「診療所の指定介護予期入所療養介護を提供する病室」を加える。

百九十三条に次の二号を加える。

該場所（前号に掲げるものを除く）である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、
指定介護予防短期入所療養介護を提供する病床数及び病室の定員を超えることによる利用者数

則第五条を次のように改める。

附則

の省令は、平成二十一年四月一日から施行する。

健康保険法（平成九年法律第二百二十三号）第一百五十五条の十二第一項及び第二項の規定に基づき、指

域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスの介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令を次のように定め

平成二十一年二月十三日
厚生労働大臣
舛添要一

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防ニース系るぐまん方つよつめりにてまつてく

セイに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令

に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十六号）

第四十四条第五項中「場合にあつては」を「場合であつて、夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対しても訪問サービスを提供するため必要な連絡体制を整備しているときは」に「一とする」を「置かない」に改める。

第四十七条の見出しを「(登録定員及び利用定員)」に改め、同条に次の二項を加える。

2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所は、次に掲げる範囲内において、通いサービス及び宿泊サービスの利用定員(当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所におけるサービスごとの一日当たりの利用者の数の上限をいう。以下同じ。)を定めるものとする。

一 通いサービス 登録定員の三分の一から十五人まで

二 宿泊サービス 通いサービスの利用定員の三分の一から九人まで

第四十八条第二項第一号を次のように改める。

一 居間及び食堂 居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。

第四十八条第二項第二号ハ中「(通いサービスの利用定員の三分の一から九人までの範囲内において指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が定める一日当たりの利用定員の上限をいう。以下同じ。)」を削る。

附 則

この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第三十五号

介護保険法(平成九年法律第二百一十三号)第九十七条第一項から第三項までの規定に基づき、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年三月十三日 厚生労働大臣 舛添 要一

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の一部を改正する省令

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成十一年厚生省令第四十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号を次のように改める。

四 支援相談員 一以上(入所者の数が百を超える場合にあつては、常勤の支援相談員一名に加え、常勤換算方法で、百を超える部分を百で除して得た数以上。)

第二条第一項第五号中「又は作業療法士」を「作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

附 則

この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第三十六号

介護保険法(平成九年法律第二百一十三号)第四十一条第十二項、第四十二条の二第十項、第四十六条第八項、第四十八条第八項、第五十三条第八項、第五十四条の二第十一項及び第五十八条第八項の規定に基づき、介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令(平成十二年厚生省令第二十号)を次のように定める。

一部を次のように改正する。

介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令の一部を改正する省令

様式第一（附則第二条関係）

平成			年			月分
----	--	--	---	--	--	----

介護給付費請求書

様式第一及び様式第二を次のように改める。

保険者

(別記) 殿

下記のとおり請求します。

平成 年 月 日

事業所番号											
請求事業所	名称										
	〒										
	所在地										
連絡先											

保険請求

区分	サービス費用						特定入所者介護サービス費等				
	件数	単位数 ・点数	費用 合計	保険 請求額	公費 請求額	利用者 負担	件数	費用 合計	利用者 負担	公費 請求額	保険 請求額
居宅・施設サービス 介護予防サービス 地域密着型サービス等											
居宅介護支援・ 介護予防支援											
合 計											

公費請求

区分	サービス費用				特定入所者介護サービス費等		
	件数	単位数 ・点数	費用 合計	公費 請求額	件数	費用 合計	公費 請求額
12 生保 居宅・施設サービス 介護予防サービス 地域密着型サービス等							
生保 居宅介護支援・ 介護予防支援							
10 感染症 37 条の 2							
21 障自・通院医療							
15 障自・更生医療							
19 原爆・一般							
51 特定疾患等 治療研究							
81 被爆者助成							
86 被爆体験者							
87 有機ヒ素・緊急措置							
88 水俣病総合対策 メチル水銀							
66 石綿・救済措置							
58 障害者・支援措置（全額免除）							
25 中国残留邦人等							
合 計							

樣式第二（附則第二條關係）

居宅サービス・地域密着型サービス介護給付費明細書

(訪問介護・訪問入浴介護・訪問看護・訪問リハ・居宅療養マネジメント指導・通所介護・通所リハ・福祉用具貸与・夜間対応型訪問介護・認知症対応型通所介護・小規模多機能型居宅介護)

公費負担者番号								平成		年		月分
公費受給者番号								保険者番号				

被保険者	被保険者番号													
	(ﾌﾘｶﾞﾅ)													
	氏名													
	生年月日	1.明治 2.大正 3.昭和				性別		1.男 2.女						
	要介護状態区分	要介護 1・2・3・4・5												
認定有助期間	平成		年		月		日	から						
	平成		年		月		日	まで						

居宅 サービス 計画	1. 居宅介護支援事業者作成							2. 被保険者自己作成		
	事業所 番号							事業所 名称		

社会福祉 法人等に よる軽減 欄	軽減率				%	受領すべき利用者 負担の総額（円）		軽減額（円）		軽減後利用者 負担額（円）		備考
	11	訪問介護										
	15	通所介護										
	71	夜間対応型訪問介護										
	72	認知症対応型通所介護										
	73	小規模多機能型居宅介護										

樣式第三（附則第二条關係）

居宅サービス介護給付費明細書 (短期入所生活介護)

様式第三を次のように改める。

特定入所者介護サービス費	サービス内容	サービスコード	費用単価(円)	負担限度額	日数	費用額(円)	保険分	公費日数	公費分	利用者負担額
	合計					保険分 請求額(円)			公費分 請求額	公費分本人負担額

社会福祉法人等による 軽減欄	軽減率	%	受領すべき利用者 負担の総額(円)	軽減額(円)	軽減後利用者 負担額(円)	備考
	21	短期入所生活介護				

様式第四(附則第二条関係)

居宅サービス介護給付費明細書
(介護老人保健施設における短期入所療養介護)

様式第四を次のように改める。

公費負担者番号						平成 年 月分											
公費受給者番号						保険者番号											
被保険者	被保険者番号																
	(フリガナ)																
	氏名																
	生年月日	1.明治 2.大正 3.昭和	性別	1.男 2.女													
		年	月	日													
	要介護状態区分	要介護 1・2・3・4・5															
認定有効期間	平成 年 月 日 から	平成 年 月 日 まで															
居宅サービス計画	1.居宅介護支援事業者作成 2.被保険者自己作成						入所年月日 平成 年 月 日										
	事業所番号						退所年月日 平成 年 月 日										
	事業所名称						短期入所 実日数										
給付費明細欄	サービス内容			サービスコード		単位数	回数 日数	サービス単位数	公費分 回数等	公費対象単位数	摘要						
合計																	
緊急時施設療養費	緊急時傷病名	① ② ③					緊急時治療開始年月日	①平成 ②平成 ③平成	年 年 年	月 月 月	日 日 日						
	緊急時治療管理(再掲)		単位	単位	×	日	摘要										
	リハビリテーション		点														
	処置		点														
	手術		点														
	麻酔		点														
	放射線治療		点														
合計		点															
往診日数		医療機関名					通院日数		医療機関名								
特別療養費	傷病名																
	識別番号	内容		単位数	回数	保険分単位数	公費回数	公費分単位数	摘要								
合計																	
請求額集計欄	区分		保険分			公費分			保険分特定治療・特別療養費			公費分特定治療・特別療養費					
	①計画単位数																
	②限度額管理対象単位数																
	③限度額管理対象外単位数																
	④給付点数・単位数																
	⑤点数・単位数単価		円/単位							10円/点・単位			10円/点・単位				
	⑥給付率			/100					/100			/100			/100		
	⑦請求額(円)																
	⑧利用者負担額(円)																
介護サービス費	サービス内容		サービスコード	費用単価(円)	負担限度額	日数	費用額(円)	保険分	公費日数	公費分	利用者負担額						
合計						保険分 請求額(円)			公費分 請求額								

枚中 枚目

様式第五(附則第二条関係)

居宅サービス介護給付費明細書
(病院・診療所における短期入所療養介護)

様式第五を次のように改める。

公費負担者番号								平成		年		月分									
公費受給者番号								保険者番号													
被保険者	被保険者番号								事業所番号												
	(フリガナ)								事業所名称												
	氏名								請求事業者												
	生年月日	1.明治 2.大正 3.昭和	性別	1.男 2.女																	
	要介護状態区分	要介護 1・2・3・4・5							所在地												
	認定有効期間	平成	年	月	日	から	平成	年		月	日	まで	平成	年	月	日					
居宅サービス計画	1.居宅介護支援事業者作成 2.被保険者自己作成														入所年月日	平成	年	月	日		
	事業所番号								退所年月日	平成	年	月	日								
事業所名称								短期入所 実日数													
給付費明細欄	サービス内容		サービスコード		単位数		回数 日数	サービス単位数	公費分 回数等	公費対象単位数	摘要										
合計																					
特定診療費	傷病名																摘要				
	識別番号	内容		単位数		回数	保険分単位数	公費回数	公費分単位数	摘要											
合計																					
請求額集計欄	区分	保険分				公費分				保険分特定診療費				公費分特定診療費							
	①計画単位数																				
	②限度額管理対象単位数																				
	③限度額管理対象外単位数																				
	④給付単位数																				
	⑤単位数単価			▲ 円/単位																	
	⑥給付率			/100				/100			/100					/100					
	⑦請求額(円)																				
	⑧利用者負担額(円)																				
特定入所者介護サービス費	サービス内容	サービスコード	費用単価(円)	負担限度額	日数	費用額(円)	保険分	公費日数	公費分	利用者負担額											
合計						保険分請求額(円)			公費分請求額						公費分本人負担額						

枚中 枚目

樣式第六（附則第二条關係）

地域密着型サービス介護給付費明細書 (認知症対応型共同生活介護(短期利用以外))

公費負担者番号					
公費受給者番号					

平成		年		月分
保険者番号				

被保 險者	被保險者 番号								
	(フリガナ)								
	氏名								
生年月日	1.明治 2.大正 3.昭和					性別	1. 男 2. 女		
	年	月	日						
要介護 状態区分	要介護 1・2・3・4・5								
認定有効 期間	平成		年		月		日	から	
	平成		年		月		日	まで	

枚中 枚目

様式第六の二（附則第二条関係）

地域密着型介護予防サービス介護給付費明細書 (介護予防認知症対応型共同生活介護(短期利用以外))

公費負担者番号								平成			年			月分
公費受給者番号								保険者番号						

被 保 險 者	被保險者 番号												
	(ワカガラ)												
	氏名												
生年月日	1.明治 2.大正 3.昭和						性別	1.男 2.女					
	年	月	日	年	月	日		年	月	日	年	月	日
要支援 状態区分	要支援 2												
認定有効 期間	平成		年		月		日	から					
	平成		年		月		日	まで					

請求額 集計欄	区分	保険分			公費分		
	①単位数合計						
	②単位数単価			円／単位			
	③給付率		/100				/100
	④請求額（円）						
	⑤利用者負担額（円）						

枚中 枚目

様式第六の三 (附則第二条関係)

居宅サービス・地域密着型サービス介護給付費明細書 (特定施設入居者生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護)

公費負担者番号						
公費受給者番号						

平成		年		月分
保険者番号				

被 保 險 者	被保險者 番号										
	(ハガキ)										
	氏名										
生年月日	1.明治 2.大正 3.昭和						性別	1.男 2.女			
	年	月	日	年	月	日		年	月	日	
要介護 状態区分	要介護 1・2・3・4・5										
認定有効 期間	平成		年		月		日	から			
	平成		年		月		日	まで			

様式第六の四（附則第二条関係）

介護予防サービス介護給付費明細書 (介護予防特定施設入居者生活介護)

公費負担者番号	平成	年	月分
公費受給者番号	保険者番号

被 保 險 者	被保険者番号										
	(フリガナ)										
	氏名										
生年月日	1.明治 2.大正 3.昭和					性別	1.男 2.女				
		年	月	日							
要支援状態区分	要支援1・要支援2										
認定有効期間	平成		年		月		日	から			
	平成		年		月		日	まで			

枚中 枚目

様式第七(附則第二条関係)

居宅介護支援介護給付費明細書

様式第七から様式第十一までを次のように改める。

												平成			年			月分							
公費負担者番号												保険者番号													
居宅介護 支援事業者	事業所 番号											所在地	〒												
	事業所 名称												一												
												連絡先	電話番号												
												単位数単価	(円/単位)												
被 保 險 者	被保険者番号											(フリガナ) 氏名							性別	1. 男 2. 女					
	公費受給者番号																								
	生年 月日	1. 明治 2. 大正 3. 昭和											要介護 状態区分	要介護 1・2・3・4・5			認定 有効期間	平 成		年		月		日	から
		年	月	日	年	月	日	年	月	日	年			月	日	年									月
	担当介護支援 専門員番号												サービス計画 作成依頼 届出年月日	平成		年		月		日					
	サービス内容				サービスコード				単位数				回数	サービス単位数			摘要			サービス単位数合計					
給 付 費 明 細 欄	被保険者番号											(フリガナ) 氏名							性別	1. 男 2. 女					
	公費受給者番号																								
	生年 月日	1. 明治 2. 大正 3. 昭和											要介護 状態区分	要介護 1・2・3・4・5			認定 有効期間	平 成		年		月		日	から
		年	月	日	年	月	日	年	月	日	年			月	日	年									月
	担当介護支援 専門員番号												サービス計画 作成依頼 届出年月日	平成		年		月		日					
	サービス内容				サービスコード				単位数				回数	サービス単位数			摘要			サービス単位数合計					

様式第七の二（附則第二条関係）

介護予防支援介護給付費明細書

平成 年 月分

保険者番号						
-------	--	--	--	--	--	--

樣式第八（附則第二條關係）

施設サービス等・地域密着型サービス介護給付費明細書 (介護福祉施設サービス・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護)

公費負担者番号				
公費受給者番号				

平成		年		月分
保険者番号				

被 保 險 者	被保險者番号											
	(7割 ^{アリ}) 氏名											
生年月日	1.明治 2.大正 3.昭和					性別	1.男 2.女					
	年	月	日									
要介護 状態区分	要介護 1・2・3・4・5					旧指置 入所者特例			1.無 2.有			
認定有効 期間	平成	年	月	日	から							
	平成	年	月	日	まで							

社会福祉法人等による軽減欄	軽減率		%	受領すべき利用者負担の総額(円)	軽減額(円)		軽減後利用者負担額(円)	備考
	51	介護福祉施設サービス						
	54	地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護						

様式第九（附則第二条関係）

施設サービス等介護給付費明細書
(介護保健施設サービス)

公費負担者番号
公費受給者番号

平成	年	月分
保険者番号				

被保険者	被保険者番号								
	(姓)									
	氏名									
	生年月日	1. 明治 2. 大正 3. 昭和	年	月	日	性別	1. 男 2. 女			
	要介護状態区分	要介護 1・2・3・4・5								
	認定有効期間	平成	年	月	日	から	平成	年	月	日

請求事業者	事業所番号						
	事業所名称							
	〒	所在地					
	連絡先	電話番号						

入所年月日	平成	年	月	日	退所年月日	平成	年	月	日	入所実日数	外泊日数	
主傷病												
入所前の状況												
1. 居宅 2. 医療機関 3. 介護老人福祉施設 4. 介護老人保健施設 5. 介護療養型医療施設 6. 認知症対応型共同生活介護 7. 特定施設入居者生活介護 8. その他												
退所後の状況												
1. 居宅 3. 医療機関入院 4. 死亡 5. その他 6. 介護老人福祉施設入所 7. 介護老人保健施設入所 8. 介護療養型医療施設入院												

給付費明細欄	サービス内容			サービスコード		単位数		回数 日数	サービス単位数	公費分 回数等	公費対象単位数	摘要		
	合計													

緊急時施設療養費	緊急時傷病名	① ② ③					緊急時治療開始年月日	①平成 ②平成 ③平成	年	年	月	月	日	日	
	緊急時治療管理(再掲)			単位		単位×		日							
	特定治療	リハビリテーション		点	摘要										
		処置		点											
		手術		点											
		麻酔		点											
放射線治療			点												
合計		点													
往診日数		医療機関名					通院日数		医療機関名						

特別療養費	傷病名													
	識別番号	内容	単位数	回数	保険分単位数	公費回数	公費分単位数	摘要						
	合計													

請求額集計欄	区分	保険分				公費分				保険分特定治療・特別療養費				公費分特定治療・特別療養費			
	①点数・単位数合計																
	②点数・単位数単価			円/単位													
	③給付率		/100					/100				/100			/100		
	④請求額(円)																
	⑤利用者負担額(円)																

介護サービス費	サービス内容	サービスコード	費用単価(円)	負担限度額	日数	費用額(円)	保険分	公費日数	公費分	利用者負担額							
	合計						保険分 請求額(円)				公費分 請求額						

枚中 枚目

樣式第十（附則第二條關係）

施設サービス等介護給付費明細書 (介護療養施設サービス)

公費負担者番号											平成 年 月 分							
公費受給者番号											保険者番号							
被保険者	被保険者番号											事業所番号						
	(フリガナ)											事業所名称						
	氏名											〒						
	生年月日	1.明治 2.大正 3.昭和			性別	1.男 2.女		所在地										
		年	月	日														
	要介護状態区分	要介護 1・2・3・4・5										連絡先 電話番号						
認定有効期間	平成	年	月	日	月	日	から	平成	年	月	日	月	日	入院実日数	外泊日数			
入院年月日	平成	年	月	日	退院年月日	平成	年	月	日	月	日	入院実日数	外泊日数					
主傷病											入院前の状況	1.居宅 2.医療機関 3.介護老人福祉施設 4.介護老人保健施設 5.介護療養型医療施設 6.認知症対応型共同生活介護 7.特定施設入居者生活介護 8.その他						
退院後の状況	1.居宅 3.医療機関入院 4.死亡 5.その他 6.介護老人福祉施設入所 7.介護老人保健施設入所 8.介護療養型医療施設入院																	
給付費明細欄	サービス内容			サービスコード			単位数		回数	サービス単位数		公費分回数等	公費対象単位数		摘要			
	合計																	
特定診療費	傷病名																	
	識別番号	内容			単位数		回数	保険分単位数		公費回数	公費分単位数		摘要					
請求額集計欄	区分			保険分			公費分			保険分特定診療費			公費分特定診療費					
	①単位数合計																	
	②単位数単価						円／単位			10円／単位			10円／単位					
	③給付率			/100			/100			/100			/100			/100		
	④請求額(円)																	
	⑤利用者負担額(円)																	
特定入所者介護サービス費	サービス内容	サービスコード		費用単価(円)	負担限度額	日数	費用額(円)		保険分	公費日数	公費分	利用者負担額						
合計									保険分請求額(円)		公費分請求額		公費分本人負担額					

枚中 枚目

樣式第十一（附則第二條關係）

給付管理票(平成 年 月分)

保険者番号						保険者名	
被保険者番号						被保険者氏名	
						フリガナ	
生年月日				性別		要支援・要介護状態区分	
明・大・昭 年　月　日				男・女		要支援 1・2	要介護 1・2・3・4・5
居宅サービス・介護予防サービス 支給限度基準額				限度額適用期間			
単位／月				平成	年　月	～	平成　年　月

作成区分									
1.	居宅介護支援事業者作成								
2.	被保険者自己作成								
3.	介護予防支援事業者作成								
居宅介護／介護予防 支援事業所番号									
担当介護支援専門員番号									
居宅介護／介護予防 支援事業者の事業所名									
支援事業者の 事業所所在地及び連絡先									
委託 した 場合	委託先の支援事業所番号								
	介護支援専門員番号								

(附則)
(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。

(様式に関する経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。この省令の施行の際現にある用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

告示

示

(号外第50号) 平成21年3月13日 金曜日 官報
○厚生労働省告示第六十七号
厚生労働大臣が定める特定診療費に係る指導管理等及び単位数（平成十二年厚生省告示第三十号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める特定診療費に係る施設基準等（平成十二年厚生省告示第三十号）の一部を次のように改正し、平成二十一年四月一日から適用する。

平成二十一年三月十三日

第六号ハ中「入院中の患者」を「利用者又は入院患者」に改め、第七号イ(2)及びロ(2)中「患者数」を「利用者又は入院患者の数」に改め、同号ハを削り、第九号を削り、第十号中「患者数」を「利用者又は入院患者の数」に改め、同号を第十一号とし、第八号ロ中「患者数」を「利用者又は入院患者の数」に改め、同号の次に次の二号を加える。

九 集団コミュニケーション療法を算定すべき施設基準

イ 言語聴覚士が適切に配置されていること。

ロ 利用者又は入院患者の数が言語聴覚士の数に対し適切なものであること。

ハ 当該療法を行うにつき十分な専用施設を有していること。

二 当該療法を行うにつき必要な器械及び器具が具備されていること。

十 認知症短期集中リハビリテーションを算定すべき施設基準

イ 当該リハビリテーションを担当する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が適切に配置されていること。

ロ 入院患者数が、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数に対し適切なものであること。

ハ 当該療法を行うにつき十分な専用施設を有していること。

口 利用者又は入院患者の数が言語聴覚士の数に対し適切なものであること。

イ 言語聴覚士が適切に配置されていること。

ロ 利用者又は入院患者の数が言語聴覚士の数に対し適切なものであること。

口 入院患者数が、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数に対し適切なものであること。

イ 指定居宅サービス告示第六十八号

○厚生労働省告示第六十八号
指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十号）、指定サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第一百二十六号）、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第一百二十七号）及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第一百二十八号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める者等（平成十二年厚生省告示第二十三号）の一部を次のように改正し、平成二十一年四月一日から適用する。

平成二十一年三月十三日

厚生労働大臣 妻添 要一
第五十五号中「訪問介護員養成研修」を「介護員養成研修」に改め、「受けたもの」の下に「のうち、平成二十一年三月三十日時点において、指定訪問介護事業所に訪問介護員として雇用されており、かつ、平成二十一年四月一日以後も引き続き当該事業所に訪問介護員として雇用されているもの」を加え、第二号中「該当する場合」を「該当するとき」に改める。

第一号中「訪問介護員養成研修」を「介護員養成研修」に改め、「受けたもの」の下に「のうち、平成二十一年三月三十日時点において、指定訪問介護事業所に訪問介護員として雇用されており、かつ、平成二十一年四月一日以後も引き続き当該事業所に訪問介護員として雇用されているもの」を加え、第二号中「該当する場合」を「該当するとき」に改める。

第五十五号中「第十号」を「第十一号」に改め、同号を第六十七号とし、同号の次に次の一号を加える。六十八 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防認知症対応型共同生活介護費の水の注の厚生労働大臣が定める者 第二十七号に規定する者

第五十四条中「第九号」を「第十号」に改め、同号を第六十六号とし、第五十三号中「注2」を「注4」に、「第十九号」を「第二十一号」に改め、同号を第六十五号とし、第五十二号中「イ(4)」を「イ(4)」に、「ロ(6)」を「ロ(5)」に、「ハ(4)」を「ハ(3)」に、「二(5)の注及びホ(4)」を「及びニ(4)」に改め、同号を第六十三号とし、第五十号中「二」を「八」に、「第十三号」を「第十五号」に改め、同号を第六十二号とし、第四十九号を第六十一号とし、第四十八号を第六十号とし、第四十七号中「第七号」を「第八号」に改め、同号を第五十九号とし、第四十六号中「第六号」を「第七号」に改め、同号を第五十八号とし、第四十五号中「第五号」を「第六号」に改め、同号を第五十七号とし、第四十四号中「注5」を「注4」に改め、同号を第五号とし、「第四号」を「第五号」に改め、同号を第五十六号とし、第四十三号を第五十四号とし、同号の次に次の二号を加える。

五十五 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防訪問看護費の注3の厚生労働大臣が定める基準

第五十四条に規定する基準

第四十二号中「第一号に規定する者」を「第一号の規定を準用する。」に改め、同号を第五十三号とし、第四十一号を次のように改め、同号を第五十一号とする。

五十一 指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十号）別表指定居宅介護支援介護給付費単位数表のロの注の厚生労働大臣が定める基準に適合する場合次のいずれかに該当している場合

イ 新規に居宅サービス計画（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第八条第二十一項に規定する居宅サービス計画をいう。以下同じ。）を作成する利用者に対し指定居宅介護支援を行った場合

ロ 要介護状態区分が二区分以上変更された利用者に対し指定居宅介護支援を行った場合

イ 退院・退所加算(1)を算定すべき場合

ロ 要介護状態区分が二区分以上変更された利用者に対し指定居宅介護支援を行った場合

イ 第五十一号の次に次の二号を加える。

五十二 指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十号）別表指定居宅介護支援介護給付費単位数表のホの注の厚生労働大臣が定める基準に適合する場合

イ 病院若しくは診療所への入院期間又は地域密着型介護老人福祉施設（法第八条第二十項に規定する地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）若しくは介護保険施設（法第八条第二十二項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）への入所期間が三十日以下であった者が退院又は退所（指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護福祉施設サービスの力又は指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスの力の在宅・入所相互利用加算を算定する場合を除く。）し、その居宅において居宅サービス計画を作成し、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス又は地域密着型サービスの利用開始月に調整を行う場合に限る。）

ロ 退院・退所加算(1)を算定すべき場合

病院若しくは診療所への入院期間又は地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護保険施設への入所期間が三十日を超える者が退院又は退所（指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護福祉施設サービスの力又は指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、当該利用者の退院又は退所に当たつて、当該居宅サービスの力の在宅・入所相互利用加算を算定する場合を除く。）し、その居宅において居宅サービス

第五十四条中「第九号」を「第十号」に改め、「第十九号」を「第二十一号」に改め、同号を第六十五号とし、第五十号中「第十号」を「第十一号」に改め、「受けたもの」の下に「のうち、平成二十一年三月三十日時点において、指定訪問介護事業所に訪問介護員として雇用されており、かつ、平成二十一年四月一日以後も引き続き当該事業所に訪問介護員として雇用されているもの」を加え、第二号中「該当する場合」を「該当するとき」に改める。

第五十五号中「第十号」を「第十一号」に改め、同号を第六十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

六十八 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防認知症対応型共同生活介護費の水の注の厚生労働大臣が定める者 第二十七号に規定する者

四十二 介護保健施設サービスにおけるサービス提供体制強化加算の基準

第十九号イ(1)、ロ(1)及びハ(1)の規定を準用する。この場合において、同号イ(1)(2)中「通所介護費等算定方法第四号イ」とあるのは、「通所介護費等算定方法第十二号」と読み替えるものとする。

三十九 介護福祉施設サービスにおけるサービス提供体制強化加算の基準

第十六号の規定を準用する。この場合において、同号イ(2)中「通所介護費等算定方法第三号イ」とあるのは、「通所介護費等算定方法第十一号」と読み替えるものとする。

三十七 居宅介護支援費に係る特定事業所加算の基準

イ 特定事業所加算(1) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を配置していること。

(2) 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を三名以上配置していること。

(3) 利用者に関する情報又はサービス提供に当たつての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催すること。

(4) 二十四時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。

(5) 算定日が属する月の利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護三、要介護四及び要介護五である者の占める割合が百分の五十以上であること。

(6) 当該指定居宅介護支援事業所における介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること。

(7) 地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供していること。

(8) 地域包括支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること。

(9) 居宅介護支援費に係る運営基準減算又は特定事業所集中減算の適用を受けていないこと。

(10) 指定居宅介護支援事業所において指定居宅介護支援の提供を受ける利用者数が当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員一人当たり四十名未満であること。

ロ 特定事業所加算(1) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) イ(3)、(4)、(9)及び(10)の基準に適合すること。

三十四 地域密着型介護福祉施設サービスに係るサービス提供体制強化加算の基準

第十六号の規定を準用する。この場合において、同号イ(2)中「通所介護費等算定方法第三号」とあるのは、「通所介護費等算定方法第十号」と読み替えるものとする。

第十五号を第三十二号とし、第十七号を第三十五号とし、第十六号を第三十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十一 地域密着型介護福祉施設サービス、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス及び介護療養施設サービスにおける口腔機能維持管理加算の基準

通所介護費等算定方法第十号、第十一号、第十二号及び第十三号（看護職員の員数に対する看護師の配置に係る部分及び別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定介護療養型医療施設であつて医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たものにおける医師の員数に係る部分を除く。）

第十三号を第二十九号とし、第十二号中「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に当しないこと。

第十三号を第二十九号とし、第十二号中「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に当する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）」を「指定地域密着型サービス基準」に改め、同号を第二十六号とし、同号の次に次の二号を加える。

二十七 地域密着型介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス及び介護保健施設サービスにおける若年性認知症入所者受入加算の基準 第九号の規定を準用する。

二十八 地域密着型介護福祉施設サービス、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス及び介護療養施設サービスにおける栄養マネジメント加算の基準

通所介護費等算定方法第十号、第十一号、第十二号及び第十三号（看護職員の員数に対する看護師の配置に係る部分及び別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定介護療養型医療施設であつて医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たものにおける医師の員数に係る部分を除く。）

十九 短期入所療養介護費におけるサービス提供体制強化加算の基準

イ サービス提供体制強化加算(1) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 介護老人保健施設である短期入所療養介護事業所にあつては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(2) 当該指定短期入所療養介護を行う介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の五十以上であること。

(2) 通所介護費等算定方法第四号イに規定する基準のいずれにも該当しないこと。

(1) 当該指定短期入所療養介護を行う病室（以下「病室」という。）又は当該指定短期入所療養介護を行なう老人性認知症疾患療養病棟（以下「認知症病棟」という。）の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の五十以上であること。

(2) 通所介護費等算定方法第四号ロ又はハに規定する基準のいずれにも該当しないこと。

(1) サービス提供体制強化加算(1) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 当該指定短期入所療養介護を行なう介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所の看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が百分の七十五以上であること。

(2) 病院である短期入所療養介護事業所又は診療所である短期入所療養介護事業所にあつては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 病院である短期入所療養介護を行なう介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所の看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が百分の七十五以上であること。

(2) イ(1)(2)に該当するものであること。

(1) サービス提供体制強化加算(1) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 当該指定短期入所療養介護を行なう介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所の看護・介護職員の利用者又は入所者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数三年以上の者の占める割合が百分の三十以上であること。

(2) イ(1)(2)に該当するものであること。

(1) 病院である短期入所療養介護事業所又は診療所である短期入所療養介護事業所にあつては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 当該指定短期入所療養介護を行なう介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所の看護・介護職員の利用者又は入所者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数三年以上の者の占める割合が百分の三十以上であること。

(2) イ(1)(2)に該当するものであること。

(1) 病院である短期入所療養介護事業所又は診療所である短期入所療養介護事業所にあつては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 当該指定短期入所療養介護を行なう介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所の看護・介護職員の利用者又は入所者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数三年以上の者の占める割合が百分の三十以上であること。

(2) イ(1)(2)に該当するものであること。

第十号中「介護老人保健施設における短期入所療養介護費」の下に「及び介護予防短期入所療養介護費」を加え、同号イ及びロ中「又は作業療法士」を「作業療法士又は言語聴覚士」に改め、同号二中「作業療法士等」を「作業療法士、言語聴覚士等」に改め、同号を第十七号とし、第九号を第十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

十六 短期入所生活介護費に係るサービス提供体制強化加算(1)

イ サービス提供体制強化加算の基準

- (1) 当該指定短期入所生活介護事業所の介護職員（当該指定短期入所生活介護事業所が指定居宅サービス基準第二百二十二条第二項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームである場合については、当該特別養護老人ホームの介護職員）の総数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の五十以上であること。
- (2) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

ロ サービス提供体制強化加算(II) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 当該指定短期入所生活介護事業所の看護・介護職員（当該指定短期入所生活介護事業所が指定居宅サービス基準第二百二十二条第二項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームである場合については、当該特別養護老人ホームの看護・介護職員）の総数のうち、常勤職員の占める割合が百分の七十五以上であること。
- (2) イ(2)に該当するものであること。

ハ サービス提供体制強化加算(III) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 指定短期入所生活介護を利用者に直接提供する職員（当該指定短期入所生活介護事業所が指定居宅サービス基準第二百二十二条第二項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームである場合については、当該特別養護老人ホームの入所者に対して介護福祉施設サービスを直接提供する職員）の総数のうち、勤続年数三年以上の者の占める割合が百分の三十以上であること。
- (2) イ(2)に該当するものであること。

第八号中「第十三号」の下に「看護職員の員数に対する看護師の配置に係る部分、別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定短期入所療養介護事業所であつて医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たものにおける医師の員数に係る部分を除く。」を、「第十七号」の下に「看護職員の員数に対する看護師の配置に係る部分、別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定介護予防短期入所療養介護事業所であつて医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たものにおける医師の員数に係る部分を除く。」を、「第十九号において同じ。」加え、同号を第十四号とし、第七号を削り、第六号を第十一号とし、同号の次に次の二号を加える。

十二 通所介護費に係るサービス提供体制強化加算の基準

イ サービス提供体制強化加算(1) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 当該指定通所介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の四十以上であること。
- (2) イ(2)に該当するものであること。

ハ サービス提供体制強化加算(II) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 指定通所介護を利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数三年以上の者の占めが百分の三十以上であること。
- (2) 通所介護費等算定方法第一号ロ及びハに規定する基準のいずれにも該当しないこと。

十三 通所リハビリテーション費に係るサービス提供体制強化加算の基準

イ サービス提供体制強化加算(1) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 当該指定通所リハビリテーション事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の四十以上であること。
- (2) 通所介護費等算定方法第二号に規定する基準のいずれにも適合すること。

ロ サービス提供体制強化加算(II) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 指定通所リハビリテーションを利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数三年以上の者の占める割合が百分の三十以上であること。
- (2) イ(2)に該当するものであること。

シ メント加算(1) 「栄養改善加算」に、「第六号、第十号、第十一号、第十二号及び第十三号（看護職員の員数に対する看護師の配置に係る部分及び別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定介護予防短期入所療養介護事業所であつて医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たものにおける医師の員数に係る部分を除く。第十三号及び第十四号イにおいて同じ。）」を、「及び第六号」に改め、同号を第十一号とし、第四号を削り、第三号ロを同号ハとし、同号イ中「のために」を「について」に改め、同号イの次に次のように加え、同号を第五号とする。

ロ 主治医との連携の下に、訪問看護におけるターミナルケアに係る計画及び支援体制について利用者及びその家族等に対して説明を行い、同意を得てターミナルケアを行っていること。

シ 第五号の次に次の四号を加える。

ス 訪問看護費に係るサービス提供体制強化加算の基準

イ 当該指定訪問看護事業所のすべての看護師等（指定居宅サービス基準第六十条第一項に規定する看護師等をいう。以下同じ。）に対し、看護師等ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施又は実施を予定していること。

ロ 利用者に関する情報若しくはサービス提供体制強化加算の基準

ハ 当該指定訪問看護事業所のすべての看護師等に対し、健康診断等を定期的に実施すること。

二 当該指定訪問看護事業所の看護師等の総数のうち、勤続年数三年以上の者の占める割合が百分の三十以上であること。

ス 訪問リハビリテーション費に係るサービス提供体制強化加算の基準

ハ 当該指定訪問看護事業所のすべての看護師等に対し、健康診断等を定期的に実施すること。

二 当該指定訪問看護事業所の看護師等の総数のうち、勤続年数三年以上の者がいること。

ウ 通所介護費における個別機能訓練加算の基準

イ 個別機能訓練加算(1) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

ロ 指定通所介護を行う時間帯に一日百二十分以上、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師（以下のこの号において「理学療法士等」という。）を一名以上配置していること。

ハ と個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っていること。

二 個別機能訓練加算(II) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

ロ 指定通所介護を行う時間帯を通じて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を一名以上配置していること。

ス 個別機能訓練計画の作成及び実施において利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう複数の種類の機能訓練の項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、心身の状況に応じた機能訓練が適切に提供されていること。

二 イ(2)に該当するものであること。

九 通所介護費、通所リハビリテーション費、短期入所生活介護費、短期入所療養介護費（老人性認知症対応型共同生活介護費、介護予防通所介護費、介護予防通所リハビリテーション費、介護予防短期入所生活介護費、介護予防短期入所療養介護費（老人性認知症対応型通所介護費）を有する病院における短期入所療養介護費は除く。）、認知症対応型通所介護費（認知症対応型通所介護費）、介護予防通所リハビリテーション費、介護予防通所リハビリテーション費、介護予防短期入所生活介護費、介護予防短期入所療養介護費（老人性認知症対応型通所介護費）を有する病院における介護予防短期入所療養介護費は除く。）、介護予防認知症対応型通所介護費及び介護予防認知症対応型共同生活介護費における若年性認知症利用者受入算定の基準）を受け入れた若年性認知症利用者（施行令第二条第六号に規定する初老期における認知症によって法第七条第三項に規定する要介護者となつた者又は同条第四項に規定する要支援者となつた者をいう。）ごとに個別の担当者を定めていること。

第二号を第四号とし、第一号イ中(5)を削り、同号イ(4)中「三十以上」の下に「又は介護福祉士並びに施行令第二条第一項各号に掲げる研修の課程のうち介護職員基礎研修課程を修了した者（以下「介護職員基礎研修課程修了者」という。）及び一級課程を修了した者（以下「一級課程修了者」という。）の占める割合が百分の五十以上」を加え、同号イ(4)を同号イ(5)とし、同号イ(3)の次に次のように加える。

平成二十一年三月三十一日時点で、介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号。以下「施行令」という。）第三条第一項各号に掲げる研修の課程のうち三級課程を修了した者（施行令附則第四条の規定により施行令第三条第一項第二号に規定する介護員養成研修の課程（三級課程に限る。）を修了した者とみなされたものを含む。）であつて、それそれ当該各号に定める者から当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けたもの（以下「三級課程修了者」という。）を訪問介護員として雇用しており、かつ、平成二十一年四月一日以降も引き続き当該三級課程修了者を訪問介護員として雇用する指定訪問介護事業所、指定夜間対応型訪問介護事業所又は指定介護予防訪問介護事業所（以下この号において「指定訪問介護事業所等」という。）であつて、当該三級課程修了者に対し、平成二十二年三月三十一日までに介護福祉士の資格を取得し、又は施行令第三条第一項各号に掲げる研修の課程のうち介護職員基礎研修課程、一級課程若しくは二級課程を受講するよう通知している指定訪問介護事業所等であること。

○厚生労働省告示第七十号
指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十号）、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六号）、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十七号）及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十八号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める施設基準（平成十二年厚生省告示第二十六号）の一部を次のように改正し、平成二十一年四月一日から適用する。

第六十号中「第十九号」を「第二十五号」に改め、同号を第七十六号とし、同加える。
七十七、指定介護予防認知症対応型共同生活介護に係る夜間ケア加算の施設基準

第五十七号中「第十八号」を「第十六号」に改め、同号を第七十二号とし、第五十五号中「第十三号」を「診療所療養環境減算」に、同号を第七十七号とし、第五十一号とし、第五十五号中「第十二号」を「第十六号」に改め、同号を第七十九号とし、第五十七号中「第十八号」を「第十六号」に改め、同号を第七十二号とし、第五十五号中「第十三号」を「診療所療養環境減算」に、同号を第七十七号に

六号」を「第九号」に改め、同号を第六十五号とし、第四十九号中「第五号」を「第八号」に改め、同号を第六十四号とし、第四十八号中「第四号」を「第七号」に改め、同号を第六十三号とし、第四十七号を第六十二号とし、第十六号を第五十七号とし、同号を第六十号と加える。(平成十九年三月三十日付) 〔後記〕

五十号（指定居宅介護支援における指定居宅介護の要する費用の額の算定基準）
二年厚生省告示第二十号別表指定居宅介護支援費単位数表の居宅介護支援費の注4に係
る施設基準

一月当たり実利用者数が二十人以下の指定居宅介護支援事業所であること

五十九 指定介護予防訪問介護における指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に關する基準

(平成十八年厚生労働省告示第百二十七号)別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表」という。)の介護予防訪問介護費の注4に係る施設基準一月当たり実利用者数が五人以下の指定介護予防訪問介護事業所であること。

六十 指定介護予防訪問入浴介護における指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防訪問入浴介護費の注5に係る施設基準

一月当たり延訪問回数が五回以下の指定介護予防訪問入浴介護事業所であること。

六十一 指定介護予防訪問看護における指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防訪問看護費の注6に係る施設基準

一月当たり延訪問回数が五回以下の指定介護予防訪問看護事業所であること。

第四十五号を第五十六号とし、第四十四号中「第十三号」を「第十七号」に改め、同号を第五十五号とし、第四十三号中「第十二号」を「第六号」に改め、同号を第五十四号とし、第四十二号中「第六号」を「第九号」に改め、同号を第五十三号とし、第四十一号イからハまで中「第八号」を「第十号」に改め、同号中「第八号チ」を「第十二号チ(同号チ(1)及び(2)を除く。)」に改め、「準用する」の下に「この場合において、同号チ(1)及び(3)並びに(2)中「病室」とあるのは「療養病床に係る病室」と、同号チ(2)中「(1)及び四から七まで」とあるのは「(1)、(4)及び(6)」と読み替えるものとする」を加え、同号末中「第八号」を「第十二号」に改め、「準用する」の下に「この場合において、同号リ中「病室」とあるのは「療養病床に係る病室」と、同号リ(1)中「(1)及び四から七まで」とあるのは「(1)(4)及び(6)」と読み替えるものとする」を加え、同号ヘからチまで中「第八号」を「第十二号」に改め、同号を第五十二号とし、第四十号中「第十一号」を「第十五号」に改め、同号を第五十一号とし、第三十九号を第五十号とし、第三十八号中「第十号」を「第十四号」に改め、同号を第四十九号とし、第三十七号を第四十八号とし、第三十六号中「第六号」を「第九号」に改め、同号を第四十七号とし、第三十五号を第四十六号とし、第三十四号イ(2)に次のたどり書を加え、同号を第四十五号とする。

第三十三号中「第二十七号」を「第三十五号」に改め、同号を第四十三号とし、同号の次に次の二号を加える。

四十四 指定介護福祉施設サービスにおける看取り介護加算に係る施設基準 第三十六号の規定を準用する。

第三十二号中「第二十六号」を「第三十四号」に改め、同号を第四十二号とし、第三十一号を削り、第三十号中「第六号」を「第九号」に改め、同号を第三十九号とし、同号の次に次の二号を加える。

四十 指定介護福祉施設サービスにおける日常生活継続支援加算に係る施設基準 第三十二号の規定を準用する。この場合において「通所介護費等の算定方法第十号」とあるのは、「通所介護費等の算定方法第十号」と読み替えるものとする。

四十一 指定介護福祉施設サービスにおける看護体制加算に係る施設基準 イ 看護体制加算(1)イを算定すべき指定介護福祉施設サービスの施設基準

(1) 入所定員が三十一人以上五十人以下であること。
(2) 常勤の看護師を二名以上配置していること。
(3) 通所介護費等の算定方法第十号に規定する基準に該当していないこと。

八 看護体制加算(1)イを算定すべき指定介護福祉施設サービスの施設基準
(1) (1)イに該当するものであること。
(2) 看護職員の数が、常勤換算方法で、入所者の数が二十五又はその端数を増すごとに一以上であり、かつ、指定介護老人福祉施設基準第二条第一項第三号口に規定する指定介護老人福祉施設に置くべき看護職員の数に一を加えた数以上であること。
(3) 当該指定介護老人福祉施設の看護職員により、又は病院、診療所若しくは訪問看護ステーションの看護職員との連携により、二十四時間の連絡体制を確保していること。
(4) イ(3)に該当するものであること。

二 看護体制加算(1)ロを算定すべき指定介護福祉施設サービスの施設基準

(1) 口(1)に該当するものであること。

(2) ハ(2)から(4)までに該当するものであること。

三十九号を第三十八号とし、第二十八号イ(2)中「常勤換算方法をいう。以下この号」を「常勤換算方法をいう。以下この号及び第四十一号」に改め、同号を第三十七号とし、第二十七号を第三十五号とし、同号の次に次の二号を加える。

三十六 指定地域密着型介護福祉施設サービスにおける看取り介護加算に係る施設基準 イ 常勤の看護師を一名以上配置し、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の看護職員により、又は病院、診療所若しくは訪問看護ステーションの看護職員との連携により、二十四時間の連絡体制を確保していること。

四十一 指定地域密着型介護福祉施設サービスにおける看取りを行なう際に個室又は静養室の利用が可能となるよう配慮を行うこと。

三十六号を第三十四号とし、第二十五号を削り、第二十四号中「第六号」を「第九号」に改め、同号を第三十一号とし、同号の次に次の二号を加える。

三十二 指定地域密着型介護福祉施設サービスにおける日常生活継続支援加算に係る施設基準 イ 入所者の総数のうち、要介護四若しくは要介護五の者の占める割合が百分の六十五以上又は日常生活に支障をきたすおそれのある症状若しくは行動が認められることがから介護を必要とする認知症の入所者の占める割合が百分の六十以上であること。

四十二 指定地域密着型介護福祉施設サービスにおける看護体制加算に係る施設基準 イ 看護体制加算(1)イを算定すべき指定地域密着型介護福祉施設サービスの施設基準
(1) 地域密着型介護福祉施設サービス費又はユニット型地域密着型介護福祉施設サービス費を算定していること。

四十三 指定地域密着型介護福祉施設サービスにおける看護体制加算に係る施設基準 イ 看護体制加算(1)ロを算定すべき指定地域密着型介護福祉施設サービスの施設基準
(1) 経過的地域密着型介護福祉施設サービス費、ユニット型経過的地域密着型介護福祉施設サービス費を算定していること。

四十四 指定地域密着型介護福祉施設サービスにおける看護体制加算に係る施設基準 イ 看護体制加算(1)イを算定すべき指定地域密着型介護福祉施設サービスの施設基準
(1) 看護職員を常勤換算方法で、入所者の数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。

四十五 指定地域密着型介護福祉施設サービスにおける看護体制加算に係る施設基準 イ 看護体制加算(1)ロを算定すべき指定地域密着型介護福祉施設サービスの施設基準
(1) 看護職員を常勤換算方法で二名以上配置していること。

四十六 指定地域密着型介護福祉施設サービスにおける看護体制加算に係る施設基準 イ 看護体制加算(1)イを算定すべき指定地域密着型介護福祉施設サービスの施設基準
(1) 看護職員を常勤換算方法で二名以上配置していること。

四十七 指定地域密着型介護福祉施設サービスにおける看護体制加算に係る施設基準 イ 看護体制加算(1)ロを算定すべき指定地域密着型介護福祉施設サービスの施設基準
(1) 看護職員を常勤換算方法で二名以上配置していること。

四十八 指定地域密着型介護福祉施設サービスにおける看護体制加算に係る施設基準 イ 看護体制加算(1)イを算定すべき指定地域密着型介護福祉施設サービスの施設基準
(1) 看護職員を常勤換算方法で二名以上配置していること。

四十九 指定地域密着型介護福祉施設サービスにおける看護体制加算に係る施設基準 イ 看護体制加算(1)ロを算定すべき指定地域密着型介護福祉施設サービスの施設基準
(1) 看護職員を常勤換算方法で二名以上配置していること。

五十 指定地域密着型介護福祉施設サービスにおける看護体制加算に係る施設基準 イ 看護体制加算(1)イを算定すべき指定地域密着型介護福祉施設サービスの施設基準
(1) 看護職員を常勤換算方法で二名以上配置していること。

五十一 指定地域密着型介護福祉施設サービスにおける看護体制加算に係る施設基準 イ 看護体制加算(1)ロを算定すべき指定地域密着型介護福祉施設サービスの施設基準
(1) 看護職員を常勤換算方法で二名以上配置していること。

五十二 指定地域密着型介護福祉施設サービスにおける看護体制加算に係る施設基準 イ 看護体制加算(1)イを算定すべき指定地域密着型介護福祉施設サービスの施設基準
(1) 看護職員を常勤換算方法で二名以上配置していること。

五十三 指定地域密着型介護福祉施設サービスにおける看護体制加算に係る施設基準 イ 看護体制加算(1)ロを算定すべき指定地域密着型介護福祉施設サービスの施設基準
(1) 看護職員を常勤換算方法で二名以上配置していること。

五十四 指定地域密着型介護福祉施設サービスにおける看護体制加算に係る施設基準 イ 看護体制加算(1)イを算定すべき指定地域密着型介護福祉施設サービスの施設基準
(1) 看護職員を常勤換算方法で二名以上配置していること。

五十五 指定地域密着型介護福祉施設サービスにおける看護体制加算に係る施設基準 イ 看護体制加算(1)ロを算定すべき指定地域密着型介護福祉施設サービスの施設基準
(1) 看護職員を常勤換算方法で二名以上配置していること。

五十六 指定地域密着型介護福祉施設サービスにおける看護体制加算に係る施設基準 イ 看護体制加算(1)イを算定すべき指定地域密着型介護福祉施設サービスの施設基準
(1) 看護職員を常勤換算方法で二名以上配置していること。

五十七 指定地域密着型介護福祉施設サービスにおける看護体制加算に係る施設基準 イ 看護体制加算(1)ロを算定すべき指定地域密着型介護福祉施設サービスの施設基準
(1) 看護職員を常勤換算方法で二名以上配置していること。

五十八 指定地域密着型介護福祉施設サービスにおける看護体制加算に係る施設基準 イ 看護体制加算(1)イを算定すべき指定地域密着型介護福祉施設サービスの施設基準
(1) 看護職員を常勤換算方法で二名以上配置していること。

第四号ハの次に次のように加える。

二 夜勤職員配置加算(1)イ若しくは口又は夜勤職員配置加算(1)イ若しくは口を算定すべき指定地域密着型介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(1) 夜勤職員配置加算(1)イを算定すべき指定地密着型介護福祉施設サービスの勤務条件に関する基準

(2) (1)夜勤職員配置加算(1)イを算定すべき指定地密着型介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(3) (1)夜勤職員配置加算(1)イを算定すべき指定地密着型介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(4) (1)夜勤職員配置加算(1)イを算定すべき指定地密着型介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(5) (1)夜勤職員配置加算(1)イを算定すべき指定地密着型介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(6) (1)夜勤職員配置加算(1)イを算定すべき指定地密着型介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(7) (1)夜勤職員配置加算(1)イを算定すべき指定地密着型介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(8) (1)夜勤職員配置加算(1)イを算定すべき指定地密着型介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(9) (1)夜勤職員配置加算(1)イを算定すべき指定地密着型介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(10) (1)夜勤職員配置加算(1)イを算定すべき指定地密着型介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(11) (1)夜勤職員配置加算(1)イを算定すべき指定地密着型介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(12) (1)夜勤職員配置加算(1)イを算定すべき指定地密着型介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(13) (1)夜勤職員配置加算(1)イを算定すべき指定地密着型介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(14) (1)夜勤職員配置加算(1)イを算定すべき指定地密着型介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(15) (1)夜勤職員配置加算(1)イを算定すべき指定地密着型介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(16) (1)夜勤職員配置加算(1)イを算定すべき指定地密着型介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(17) (1)夜勤職員配置加算(1)イを算定すべき指定地密着型介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(18) (1)夜勤職員配置加算(1)イを算定すべき指定地密着型介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(19) (1)夜勤職員配置加算(1)イを算定すべき指定地密着型介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(20) (1)夜勤職員配置加算(1)イを算定すべき指定地密着型介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(21) (1)夜勤職員配置加算(1)イを算定すべき指定地密着型介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(22) (1)夜勤職員配置加算(1)イを算定すべき指定地密着型介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(23) (1)夜勤職員配置加算(1)イを算定すべき指定地密着型介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(24) (1)夜勤職員配置加算(1)イを算定すべき指定地密着型介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(25) (1)夜勤職員配置加算(1)イを算定すべき指定地密着型介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(26) (1)夜勤職員配置加算(1)イを算定すべき指定地密着型介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(27) (1)夜勤職員配置加算(1)イを算定すべき指定地密着型介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(28) (1)夜勤職員配置加算(1)イを算定すべき指定地密着型介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(29) (1)夜勤職員配置加算(1)イを算定すべき指定地密着型介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(30) (1)夜勤職員配置加算(1)イを算定すべき指定地密着型介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(31) (1)夜勤職員配置加算(1)イを算定すべき指定地密着型介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(32) (1)夜勤職員配置加算(1)イを算定すべき指定地密着型介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(33) (1)夜勤職員配置加算(1)イを算定すべき指定地密着型介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(34) (1)夜勤職員配置加算(1)イを算定すべき指定地密着型介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(35) (1)夜勤職員配置加算(1)イを算定すべき指定地密着型介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(36) (1)夜勤職員配置加算(1)イを算定すべき指定地密着型介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(37) (1)夜勤職員配置加算(1)イを算定すべき指定地密着型介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(38) (1)夜勤職員配置加算(1)イを算定すべき指定地密着型介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(39) (1)夜勤職員配置加算(1)イを算定すべき指定地密着型介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(40) (1)夜勤職員配置加算(1)イを算定すべき指定地密着型介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(三) 夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、第一号口(2)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に一を加えた数以上であること。
 (四) 夜勤職員配置加算(1)口を算定すべき指定介護福祉施設に係る基準
 (1) 入所定員が三十人又は五十一人以上であること。(一部ユニット型指定介護老人福祉施設に係る基準)
 (2) 入所定員が三十人である又はユニット部分が五十一人以上であること。(一部ユニット型指定介護老人福祉施設に係る基準)
 (3) (1)に掲げる基準に該当するものであること。
 (4) 入所定員が三十人又は五十一人以上であること。(一部ユニット型指定介護老人福祉施設に係る基準)
 (5) (1)に該当するものであること。
 (6) (1)に該当するものであること。
 (7) (1)に該当するものであること。
 (8) (1)に該当するものであること。
 (9) (1)に該当するものであること。
 (10) (1)に該当するものであること。
 (11) (1)に該当するものであること。
 (12) (1)に該当するものであること。
 (13) (1)に該当するものであること。
 (14) (1)に該当するものであること。
 (15) (1)に該当するものであること。
 (16) (1)に該当するものであること。
 (17) (1)に該当するものであること。
 (18) (1)に該当するものであること。
 (19) (1)に該当するものであること。
 (20) (1)に該当するものであること。
 (21) (1)に該当するものであること。
 (22) (1)に該当するものであること。
 (23) (1)に該当するものであること。
 (24) (1)に該当するものであること。
 (25) (1)に該当するものであること。
 (26) (1)に該当するものであること。
 (27) (1)に該当するものであること。
 (28) (1)に該当するものであること。
 (29) (1)に該当するものであること。
 (30) (1)に該当するものであること。
 (31) (1)に該当するものであること。
 (32) (1)に該当するものであること。
 (33) (1)に該当するものであること。
 (34) (1)に該当するものであること。
 (35) (1)に該当するものであること。
 (36) (1)に該当するものであること。
 (37) (1)に該当するものであること。
 (38) (1)に該当するものであること。
 (39) (1)に該当するものであること。
 (40) (1)に該当するものであること。

○ 第九号口(3)中「(四)」を「(四)」に改め、第八号口(1)中「指定介護予防短期入所療養介護」を「指定介護予防短期入所生活介護」に改め、第九号口(2)の次に次のように加える。
 (3) 夜勤職員配置加算を算定すべき指定介護予防短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

○ 第九号口(3)中「(四)」を「(四)」に改める。
 ○ 第九号口(3)中「(四)」を「(四)」に改める。

○ 第九号口(3)中「(四)」を「(四)」に改め、第八号口(1)中「厚生労働省告示第七十九号」、指定居宅サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年厚生省告示第二十一号)及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第一百二十七号)の規定に基づき、厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法(平成十二年厚生省告示第二十七号)の一部を次のように改正し、平成二十一年四月一日から適用する。

平成二十一年三月十三日

厚生労働大臣 括添 要一

第一号イ及びハ中「又は通常規模型通所介護費」を「通常規模型通所介護費、大規模型通所介護費(1)又は大規模型通所介護費(1)」に改め、第四号イ中「又は作業療法士」を「作業療法士又は言語聴覚士」に、「若しくは作業療法士」を「作業療法士若しくは言語聴覚士」に改め、第十二号口及びハ中「作業療法士」の下に「言語聴覚士」を加え、第十七号イ中「又は作業療法士」を「作業療法士又は言語聴覚士」に、「若しくは作業療法士」を「作業療法士若しくは言語聴覚士」に改める。

○ 厚生労働省告示第七十三号

○ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年厚生省告示第十九号)及び指定期防予付サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第二百二十七号)の規定に基づき、厚生労働大臣が定める外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費及び外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費に係るサービスの種類及び当該サービスの単位数並びに限度単位数(平成十八年厚生労働省告示第二百六十五号)の一部を次のように改正し、平成二十一年四月一日から適用する。

平成二十一年三月十三日

厚生労働大臣 括添 要一

第一号口を次のように改める。
 口 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年厚生省告示第十九号)及び指定期防予付サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第二百二十七号)の規定に基づき、厚生労働大臣が定める外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費及び外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費に係るサービスの種類及び当該サービスの単位数並びに限度単位数(平成十八年厚生労働省告示第二百六十五号)の一部を次のように改正し、平成二十一年四月一日から適用する。

(1) 要介護一 一万九千四百八十六単位

(2) 要介護二 二万五千六百十四単位

(3) 要介護三 二万三千七百十二単位

(4) 要介護四 二万五千八百七十単位

(5) 要介護五 二万五千八百七十単位

□ 口 業者が、施設基準第4号ホに適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定療養通所介護事業所（指定居宅サービス基準第105条の4第1項に規定する指定療養通所介護事業所をいう。）において、指定療養通所介護（指定居宅サービス基準第105条の2に規定する指定療養通所介護事業所をいう。以下同じ。）を行った場合には、現に要した時間ではなく、療養通所介護計画（指定居宅サービス基準第105条の12第1項に規定する療養通所介護計画をいう。）に位置付けられた内容の指定療養通所介護を行うのに要する標準的な時間で、通所介護費のホの所定単位数に100分の90を乗じて得た単位数を算定する。

ハ、イ及びロについて、通所介護費の注1から注11まで及びヘについては適用しない。

7 指定通所リハビリテーション

利用者に対して、指定通所リハビリテーション（指定居宅サービス基準第110条に規定する指定通所リハビリテーションをいう。以下同じ。）に係る受託居宅サービス事業者が、施設基準第5号に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定通所リハビリテーション事業所（指定居宅サービス基準第111条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業所をいう。）において、指定通所リハビリテーションを行った場合には、利用者の要介護状態区分に応じて、現に要した時間ではなく、通所リハビリテーション計画（指定居宅サービス基準第115条第1項に規定する通所リハビリテーション計画をいう。）に位置付けられた内容の指定通所リハビリテーションを行うのに要する標準的な時間で、指定居宅サービス事業者が、指定福祉用具貸与に要した費用の額を当該指定特定施設の所住地に適用される専特融資入居者生ハビリテーション費（以下「通所リハビリテーション費」という。）に100分の90を乗じて得た単位数を算定する。ただし、定める者等第10号に規定する利用者に対して、所要時間2時間以上3時間未満の指定通所リハビリテーションを行ふ場合は、通所リハビリテーション費のイ(2)、ロ(2)又はハ(2)の所定単位数に100分の63を乗じて得た単位数を算定する。なお、通所リハビリテーション費の注1及び注3から注17まで並びに二は適用しない。

8 指定福祉用具貸与（1月につき）

利用者に対して、指定福祉用具貸与（指定居宅サービス基準第93条に規定する指定福祉用具貸与をいう。以下同じ。）に係る受託居宅サービス事業者が、指定福祉用具貸与を行った場合には、現に指定福祉用具貸与に要した費用の額を当該指定特定施設の所住地に適用される専特融資入居者生ハビリテーション費（以下「通所リハビリテーション費」という。）に100分の90を乗じて得た単位数を算定する。ただし、定める者等第10号に規定する利用者に対して、所要時間2時間以上3時間未満の指定通所リハビリテーションを行ふ場合は、通所リハビリテーション費の注1から注3まで及び注5については適用しない。

9 指定認知症対応型通所介護

利用者に対して、指定認知症対応型通所介護（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第41条に規定する指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）に係る受託居宅サービス事業者が、施設基準第23号に適合しているものとして市町村長に届け出た単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準第42条第1項に規定する単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。又は共同型指定認知症対応型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準第45条第1項に規定する共同型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。）において、指定認知症対応型通所介護を行った場合には、当該施設基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、現に要した時間ではなく、認知症対応型通所介護計画（指定地域密着型サービス基準第52条第1項に規定する認知症対応型通所介護計画をいう。）に位置付けられた内容の指定認知症対応型通所介護を行ふのに要する標準的な時間で、指定地地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第126号）別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の認知症対応型通所介護費（以下「認知症対応型通所介護費」という。以下同じ。）に100分の90を乗じて得た単位数を算定する。ただし、定める者等第23号に規定する利用者に対して、所要時間2時間以上3時間未満の指定認知症対応型通所介護を行ふ場合は、認知症対応型通所介護費のイ(1)（一括しくはハ(2)）又はロ(1)の所定単位数に100分の63を乗じて得た単位数を算定する。なお、認知症対応型通所介護費の注1から注9まで及びハについても適用しない。

別表第二を次のように改める

別表第二	
1 外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護基本サービス費（1日につき）	60単位
注 1 利用者に対して、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス基準」という。）第254条第2項に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者をいう。）が、基本サービス（指定介護予防サービス基準第253条に規定する基本サービスをいう。以下同じ。）を行った場合に算定する。	
2 1 節 護老人ホーム（老人福祉法第20条の4に規定する養護老人ホームをいう。）である指定介護予防特定施設において、別に厚生労働大臣が定める者に対する基本サービスを行った場合に、障害者等支援加算として、1日につき20単位を所定単位数に加算する。	
3 2 節 指定介護予防訪問介護（1月につき）	
利用者に対して、指定介護予防訪問介護（指定介護予防サービス基準第4条に規定する指定介護予防訪問介護をいう。以下同じ。）に係る受託介護予防サービス事業者（指定介護予防サービス基準第253条に規定する受託介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）の訪問介護員等（定める者等第1号に規定する者を除く。）が、指定介護予防訪問介護を行った場合には、指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防訪問介護費（以下「介護予防訪問介護費」という。）の注1のイからハまでの区分に応じ、介護予防訪問介護費に100分の90を乗じて得た単位数を算定する。なお、介護予防訪問介護費の注1から注7まで及び注7まで及び注7については適用しない。	
4 3 節 指定介護予防訪問入浴介護	
利用者に対して、指定介護予防訪問入浴介護（指定介護予防サービス基準第46条に規定する指定介護予防訪問看護（指定介護予防サービス事業者の看護職員1人及び介護職員1人が、指定介護予防訪問入浴介護を行った場合には、指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防訪問入浴介護費（以下「介護予防訪問入浴介護費」という。）に100分の90を乗じて得た単位数を算定する。なお、介護予防訪問入浴介護費の注1から注7まで及び口については適用しない。）	
5 4 節 指定介護予防訪問看護	
通院が困難な利用者（末期の悪性腫瘍その他の他定める者等第3号に規定する疾病等の患者を除く。）に対して、指定介護予防訪問看護（指定介護予防サービス基準第62条に規定する指定介護予防訪問看護を行なう。以下同じ。）に係る受託介護予防サービス事業者の看護師等が、その主治の医師の指示（指定介護予防訪問看護ステーション（指定介護予防サービス基準第63条第1項第1号に規定する指定介護予防訪問看護ステーションをいう。以下同じ。）にあつては、主治の医師が交付した文書による指示）及び介護予防訪問看護計画書（指定介護予防サービス基準第76条第2号に規定する介護予防訪問看護計画書をいう。以下同じ。）に基づき、指定介護予防訪問看護を行った場合には、現に要した時間ではなく、介護予防訪問看護計画書に位置付けられた内容の指定介護予防訪問看護を行うのに要する標準的な時間で、指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防訪問看護費（以下「介護予防訪問看護費」という。以下同じ。）に00分の90を乗じて得た単位数を算定する（所要時間が20分未満のものについては、指定介護予防訪問看護が夜間若しくは早朝又は深夜に行われる場合に限り、算定する。）ただし、指定介護予防訪問看護ステーションの理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が指定介護予防訪問看護を行った場合は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。なお、介護予防訪問看護費の注1から注9まで及び注11及び注11についても適用しない。	
6 5 節 所要時間30分未満の場合	10単位
7 6 節 所要時間30分以上1時間未満の場合	20単位

指定介護予防訪問リハビリテーション（1回につき）
通院が困難な利用者に対して、指定介護予防訪問リハビリテーション（指定介護予防サービス基準第78条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。）に係る受託介護予防サービス事業者の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、指定介護予防訪問リハビリテーションを行った場合には、指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防訪問リハビリテーション費（以下「介護予防訪問リハビリテーション費」という。）に100分の90を乗じて得た単位数を算定する。なお、介護予防訪問リハビリテーション

8 指定介護予防福祉用具貸与（1月につき）
利用者に対して、指定介護予防福祉用具貸与（指定介護予防サービス基準第265条に規定する指定介護予防福祉用具貸与をいう。以下同じ。）に係る受託介護予防サービス事業者が、指定介護予防福祉用具貸与を行った場合には、現に指定介護予防福祉用具貸与に要した費用の額を当該指定介護予防特定施設の所在地の特定施設入居者生活介護に適用される単位の1単価で除して得た単位数（1単位未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た単位数）を算定する。なお、介護予防福祉用具貸与費の注1から注3まで及び注5についても適用しない。

9 指定介護予防認知症対応型通所介護

予防通所介護をいう。以下同じくによる受託介護サービス事業者が、施設基準第21号に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防通所介護事業所（指定介護予防サービス基準第97条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業所をいう。）において、指定介護予防通所介護を行った場合には、利用者の要支援状態区分に応じて、指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防通所介護費（以下「介護予防通所介護費」という。）に100分の90を乗じて得た単位数を算定する。なお、介護予防通所介護費のイの注1から注5まで並びにロ、ヘ及ビトについては適用しないこととし、ハから木までについては、次のとおり算定することとする。

注 介護予防通所介護費の八の運動器機能向上サービスを行った場合に、1月につき所定単位数を加算する

口 采養改善加算 135単位

注 介護予防通所介護費の二の栄養改善サービスを行った場合に、1月につき所定単位数を加算する

八 口腔機能向上加算
135單位

注 介護予防通所介護費のホの口腔機能向上サービスを行った場合に、1月につき所定単位数を割算する。

指定介護予防通所リハビリテーション（1月につき）

利用者に対して、指定介護予防通所リハビリテーション（指定介護予防サービス基準第116条に規定する指定介護予防通所リハビリテーションをいう。以下同じ。）に対する委託料の支拂いについて

業者が、指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス基準第117条第1項規定による登録を受けた施設）へ在宅医療・看護の連携を図るための連携協議会を開催する。以下同じ。に係る又は、既存の連携協議会へ在宅医療・看護の連携を図るための連携協議会を開催する。以下同じ。

に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。)において、指定介護予防通所リハビリテーション事業所を介して、利用者の看護師が監修する介護予防計画に基づいて、指定介護予防通所リハビリテーション事業所が運営する施設内に在宅介護支援センターが設置される。

給付費単位数表の介護予防通所リハビリテーション費（以下「介護予防通所リハビリテーション費」）

いう。)に100分の90を乗じて得た単位数を算定する。なお、介護予防通所リハビリテーション費の注1から注5まで並びに表10-1について(は適用しないこととし、日から二キロ以内では

次とのおり算定することとする。

運動器機能向上加算
全運子財通所ハジリニシマツ、萬の口の運動機能向上ナーピツを行つた場合、1日1回

注 月曜日朝過所のハセリノーネヨン食のコロの運動部候船同上リニヒを引いた場合、1月に
つき所定単位数を加算する。

135單位
口
營養改善加算

注：井戸子防通所のハセリーション費のハの未改善サービスを行つた場合に、1月につき所定単位数を加算する。

八 口腔機能向上加算
注 介護予防所リハビリテーション費の二の口腔機能向上サービスを行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。
135単位

九 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六号）別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の小規模多機能型居宅介護費の本の規定による加算に係る費用の額及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百一十八号）別表指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防小規模多機能型居宅介護費のハの規定による加算に係る費用の額、

第四号中「注10、イ7、ロ9、ハ7及びニ8」を「注14、イ6、ロ8、ハ6及びニ7」に、「注8、イ5、ロ7、ハ5及びニ6」を「注12、イ4、ロ6、ハ4及びニ5」に改め、同号を第七号とし、第三号中「注3及び注6」を「注5から注7まで及び注10」に「費用の額及び」を「費用の額並びに」に、「介護予防訪問看護費の注3」を「介護予防訪問看護費の注5から注7まで」に改め、同号の次に次の三号を加える。

四 指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問リハビリテーション費の注2の規定による加算に係る費用の額及び指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防訪問リハビリテーション費の注2の規定による加算に係る費用の額、

五 指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所介護費の注5の規定による加算に係る費用の額及び指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防通所介護費の注2の規定による加算に係る費用の額、

六 指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所リハビリテーション費の注7の規定による加算に係る費用の額及び指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防通所リハビリテーション費の注2の規定による加算に係る費用の額、

○厚生労働省告示第七十五号
本則中「看護師」の下に「准看護師」を加え、「又は社会福祉士」を「社会福祉士又は介護支援専門員をいう。」に改める。

○厚生労働省告示第七十六号
専門員（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七条第五項に規定する介護支援専門員）に改める。

○厚生労働省告示第七十七号
本則中「看護師」の下に「准看護師」を加え、「又は社会福祉士又は介護支援専門員をいう。」に改める。

○厚生労働省告示第七十八号
専門員（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七条第五項に規定する介護支援専門員）に改める。

○厚生労働省告示第七十九号
本則中「看護師」の下に「准看護師」を加え、「又は社会福祉士又は介護支援専門員をいう。」に改める。

○厚生労働省告示第七十号
本則中「看護師」の下に「准看護師」を加え、「又は社会福祉士又は介護支援専門員をいう。」に改める。

○厚生労働省告示第七十一号
本則中「看護師」の下に「准看護師」を加え、「又は社会福祉士又は介護支援専門員をいう。」に改める。

○厚生労働省告示第七十二号
本則中「看護師」の下に「准看護師」を加え、「又は社会福祉士又は介護支援専門員をいう。」に改める。

○厚生労働省告示第七十三号
本則中「看護師」の下に「准看護師」を加え、「又は社会福祉士又は介護支援専門員をいう。」に改める。

○厚生労働省告示第七十四号
本則中「看護師」の下に「准看護師」を加え、「又は社会福祉士又は介護支援専門員をいう。」に改める。

○厚生労働省告示第七十五号
本則中「看護師」の下に「准看護師」を加え、「又は社会福祉士又は介護支援専門員をいう。」に改める。

○厚生労働省告示第七十七号

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十九号）、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号）、指定地城密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十一号）、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十四号）

及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針（平成十七年厚生労働省告示第百三十五号）の規定に基づき、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針（平成十七年厚生労働省告示第百四十九号）の一部を次のように改正し、平成二十一年四月一日から適用する。

○厚生労働大臣 外添 要一
平成二十一年三月十三日

the first time in the history of the world, the people of the United States have been called upon to decide whether they will submit to the law of force, or the law of the Constitution.

—
—
—

—
—
—

一百十地十一百か四百四から一十番五地一七
番七一四から一四番十百八から一三番一十
地十百八から一九地六十九百一十百八
四五地六十六百四から一九百一十百八
一百四十百八番の二番五地一七

百十四番四十四二地四百九番九一八十百一十

10. The following table summarizes the results of the study.

厚生労働大臣が定める特別の規定に基づき、
七十三号)の規定に基づき、
勧省告示第二百七十四号)の
平成二十一年三月十三日
第七号中「又は作業療法士」
○厚生労働省告示第八十号
指定地域密着型サービスに
十六号)の規定に基づき、厚生
労働省告示第二百六十三号)
別表の2中「347単位」を
○厚生労働省告示第八十一号
厚生労働大臣が定める特例
年厚生省告示第九十九号)第
の支給に係る離島その他の地
厚生省告示第五十三号)の一
平成二十一年三月十三日

九

秋田県の項中

鳥海町伏見、鳥海町栗沢、鳥海町上
川内、鳥海町下川内及び鳥海町小川

に改める。

卷

厚岸町

に改める。

輪島市

石川県の項目

七

村上市

大字寺尾、宮ノ下、下中島、鵜渡路、上
野、川端、猿沢、桧原及び板屋越
安塚区
大字御前山及び大字市野々
大字赤秋成、大字穴藤、大字結束、大
字赤沢、大字穴藤、大字結束、大
字種新田、大字上郷大井平、大字上
郷石、大字上郷上田、大字上
嶺、大字赤沢、大字谷内、大字赤沢、
大字外丸及び大字三箇、大字中深

に改める

新潟県の項中

七

八頭町

小別府、新興寺、安井宿、桜ヶ丘及
び日下部

島田市	島田市
伊豆市	伊豆市
川根町	川根町
藤枝市	藤枝市
伊豆市	伊豆市

浜松市	浜松市
島田市	伊久身及び千葉
伊豆市	横川（九百六十八番地から千三百八十番地までの地域に限る。）及び佐久間、佐久間町中部及び佐久間町半場
川根町	横川（九百六十八番地から千三百八十番地までの地域に限る。）及び佐久間、川根町葛籠
藤枝市	伊久身、千葉、川根町家山、川根町抜里及び川根町葛籠
伊豆市	土肥（字平石の地域に限る。）及び小土肥（字石上の地域に限る。）及び三ツ野、野田沢、青羽根及び玉取

浜松市	浜松市
島田市	伊久身及び千葉
伊豆市	横川（九百六十八番地から千三百八十番地までの地域に限る。）及び佐久間、佐久間町中部及び佐久間町半場
川根町	横川（九百六十八番地から千三百八十番地までの地域に限る。）及び佐久間、川根町葛籠
藤枝市	伊久身、千葉、川根町家山、川根町抜里及び川根町葛籠
伊豆市	土肥（字平石の地域に限る。）及び小土肥（字石上の地域に限る。）

静岡県の項中

浜松市	浜松市
島田市	伊久身及び千葉
伊豆市	横川（九百六十八番地から千三百八十番地までの地域に限る。）及び佐久間、佐久間町中部及び佐久間町半場
川根町	横川（九百六十八番地から千三百八十番地までの地域に限る。）及び佐久間、川根町葛籠
藤枝市	伊久身、千葉、川根町家山、川根町抜里及び川根町葛籠
伊豆市	土肥（字平石の地域に限る。）及び小土肥（字石上の地域に限る。）

鳥取県の項を次のように改める。

を

に

を

に改める。

福岡県の項中「才田」を「嘉穂才田」に改める。
鹿児島県の項を次のように改める。

伊佐市

大口笛野、大口羽月山神、大口羽月
曾木 西 大口青木東 大口針持及び大口

○厚生労働省告示第八十二号

厚生労働大臣が定める外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費及び外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費に係るサービスの種類及び当該サービスの単位数並びに限度単位数

（平成十八年厚生労働省告示第百六十五号）の規定に基づき、外部サービス利用型特定施設入居者生

活介護等に係る厚生労働大臣が定める者を次のように定め、平成二十一年四月一日から適用する。

厚生労働大臣 外添 要一

平成二十一年三月十三日

厚生労働大臣が定める外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費及び外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費に係るサービスの種類及び当該サービスの単位数並びに限度単位数

（平成十八年厚生労働省告示第百六十五号）以下、「外部サービス利用型特定施設入居者生活介護基本

費等のサービスの種類等」という。別表第一の外部サービス利用型特定施設入居者生活介護基本

サービス費の注2の厚生労働大臣が定める者

サービス費又は精神障害を有する利用者であつて、これらの障害の状況により、指定居宅サービス

等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）第一百九十二条の二

に規定する基本サービスの提供に当たつて、特に支援を必要とするもの

厚生労働大臣が定める外部サービス利用型特定施設入居者生活介護基本サービス費等のサービスの種類等別表第二の外部サービス利

用型介護予防特定施設入居者生活介護基本サービス費の注2の厚生労働大臣が定める者

サービス費又は精神障害を有する利用者であつて、これらの障害の状況により、指定介護予防サ

ビス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等のサービスの種類等別表第三の外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護基本サービス費等のサービスの種類等別表第三の外部サービス利

用型介護予防特定施設入居者生活介護基本サービス費の注2の厚生労働大臣が定める者

サービス費又は精神障害を有する利用者であつて、これらの障害の状況により、指定介護予防サ

ビス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等のサービスの種類等別表第三の外部サービス利

用型介護予防特定施設入居者生活介護基本サービス費の注2の厚生労働大臣が定める者

厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域

平成二十一年三月十三日

厚生労働大臣 外添 要一

厚生労働大臣 外添 要一

厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）、別表

指定居宅サービス介護給付費単位数表（以下「指定居宅サービス介護給付費単位数表」という。）の規

定問介護費の注11、訪問入浴介護費の注5、訪問看護費の注6及び福祉用具貸与費の注2、指定居

宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生労働省告示第二十号）、別表指定

居宅介護支援介護給付費単位数表（以下「指定居宅介護支援介護給付費単位数表」という。）の居宅

介護支援費の注4並びに指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年

厚生労働省告示第二百二十七号）別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表（以下「指定介護予

防サービス介護給付費単位数表」という。）の介護予防訪問介護費の注4、介護予防訪問入浴介護費

の注5、介護予防訪問看護費の注6及び介護予防福社用具貸与費の注2の厚生労働大臣が別に定め

る地域

厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成十二年厚生省告示第二十二号）第二号のその他の地域

であつて、次のいずれかに該当する地域のうち厚生労働大臣が定める地域（平成十二年厚生省告示

第二十四号）に規定する地域を除いた地域

イ 豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）第一条第一項の規定による指定をねらった豪雪地帯及び同条第二項の規定により指定された特別豪雪地帯

ロ 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和三十七年法律第八十八号）第二条第一項に規定する辺地

ハ 半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第二条第一項の規定により指定された半島振興対策実施地域

一 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成五年法律第七十二号）第二条第一項に規定する特定農山村地域

二 過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域

三 指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問介護費の注12、訪問入浴介護費の注16、訪問看護費の注7、訪問リハビリテーション費の注2、¹⁷、介護費の注15、通所リハビリテーション費の注7及び福祉用具貸与費の注3、指定居宅介護支援、贈給付費単位数表の居宅介護支援費の注5並びに指定介護予防サービス介護給付費の注5、介護予防訪問入浴介護費の注15、介護予防訪問リハビリテーション費の注2、介護予防通所介護費の注2、介護予防通所リハビリテーション費の注2及び介護予防福祉用具貸与費の注3の厚生労働大臣が別に定める地域

イ 離島振興法（昭和二十八年法律第七十一号）第二条第一項の規定による指定された離島振興対策実施地域

ロ 奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）第一条に規定する奄美群島豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）第一条第一項に規定する豪雪地帯及び同条第二項の規定により指定された特別豪雪地帯

一 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和三十七年法律第八十八号）第二条第一項に規定する辺地

二 山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項の規定による指定された振興山村へ小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第二条第一項に規定する小笠原諸島

三 半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第二条第一項の規定による指定された半島振興対策実施地域

チ 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成五年法律第七十二号）第二条第一項に規定する特定農山村地域

リ 過疎地域自立促進特別措置法（平成十一年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域

ヌ 冲縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第三条第三号に規定する離島

○厚生労働省告示第八十四号

介護保険法（平成九年法律第五十二号）第八条第十三項及び第八条の一第一項の規定に基いて、厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目（平成十一年厚生省告示第九十四号）の一部を次のように改正し、平成二十一年四月一日から適用する。

平成二十一年三月十三日

厚生労働大臣 外添 題1

第二項中「尿が」を「尿又は便が」に改め。

第三項に次の二号を加える。

七 入浴用介助ベルト

○厚生労働省告示第八十五号

指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百三十六号）第四号の規定に基づき、厚生労働大臣が認めた場合における夜間対応型訪問介護及び小規模多機能型居宅介護に係る指定地域密着型サービスに要する費用の額（平成十九年厚生労働省告示第二百十二号）の一部を次のように改正し、平成二十一年四月一日から適用する。

平成二十一年三月十三日

厚生労働大臣 外添 題1

指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百三十六号）第四号の規定に基づき、厚生労働大臣が認めた場合における夜間対応型訪問介護及び小規模多機能型居宅介護に係る指定地域密着型サービスに要する費用の額（平成十九年厚生労働省告示第二百十二号）の一部を次のように改正し、平成二十一年四月一日から適用する。

平成二十一年三月十三日

厚生労働大臣 外添 題1

別表を次の通り略記。

別表 1 夜間対応型訪問介護費(1)

基本夜間対応型訪問介護費(1)市町村独自加算（一月につき）

150単位、100単位又は50単位のうち市町村が定める単位数

られるものとして市町村長に届け出た指定夜間対応型訪問介護事業所（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に關する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第6条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護費に係る単位数（平成18年厚生労働省告示第263号）別表（以下「夜間対応型訪問介護費単位数別表」という。）の基本夜間対応型訪問介護費を算定する場合に、当該要件について市町村が定める所定単位数を算定する。

(一) 利用者の状況を定期的に把握する体制が確保されていること。

(二) 地域における支援体制が確保されていること。

(三) その他利用者へのサービスの質の向上等に資すると認められること。

2 注1の(一)から(三)までの各要件については、当該要件を満たす複数の異なる要件を定めることができる。

3 市町村が各要件について定める単位数の合計は、300単位を超えない範囲内でなければならぬ。

2 夜間対応型訪問介護費(2)

夜間対応型訪問介護費(2)市町村独自加算（一月につき）

150単位、100単位又は50単位のうち市町村が定める単位数

されるものとして市町村長に届け出た指定夜間対応型訪問介護費(2)を算定する場合に、当該要件について市町村が定める所定単位数を算定する。

(一) 利用者の状況を定期的に把握する体制が確保されていること。

(二) 地域における支援体制が確保されていること。

(三) その他利用者へのサービスの質の向上等に資すると認められること。

2 注1の(一)から(三)までの各要件については、当該要件を満たす複数の異なる要件を定めることができる。

3 市町村が各要件について定める単位数の合計は、300単位を超えない範囲内でなければならない。

3 小規模多機能型居宅介護費

小規模多機能型居宅介護費(3)市町村独自加算（一月につき）

300単位、200単位又は100単位のうち市町村が定める単位数

のとて市町村長に届け出た指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第33条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）において、指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の小規模多機能型居宅介護費を算定する場合に、当該要件について市町村が定める所定単位数を算定する。

2 注1の要件については、当該要件を満たす複数の異なる要件を定めることができる。

3 市町村が各要件について定める単位数の合計は、1,000単位を超えない範囲内でなければならない。

○厚生労働省告示第八十号

職業に必要な知識等の習得に資する教育訓練又は職業能力試験の認定に関する規程（平成五年労働省告示第百八号）第一条第一項の規定により次の教育訓練及び職業能力試験を平成二十一年三月十三日付けで認定したので、同規程第十二条の規定に基づき告示する。

平成二十一年三月十三日

厚生労働大臣 外添 題1

厚生労働大臣 外添 題1